

整理番号			92
------	--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	4年 10月 24日	支出額	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;">346</td> </tr> </table>	百万	千	円			346
百万	千	円							
		346							
使 途	備品(レンタルマット)								
	385 × 0.9 = 346.5 ※政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため								

領収書等貼付欄

領収書

2022年10月24日 11:53 No.2193556

新井一徳県政調査事務所

お問合せ番号: [REDACTED]
住所: 北本市中央1-81

TEL: 048-594-1600
契約日付: 20110826
配達日付: 20221024
順番: 017-50
設置場所: 9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオンマット 灰UNHS
1 @350

¥350

小計: ¥350
消費税: ¥35

合計: ¥385

備考:

株式会社クリーン・モア
お問合せ先: 本社サポーターセンター
〒123-0864
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号



TEL: 03-3857-2233
FAX: 03-3857-1233

集金日: 0
次回レポート: C1105

営業担当: [REDACTED]
配達担当: [REDACTED]

URL: <http://www.clean-more.jp>

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号			79
------	--	--	----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	--

支出年月日	4年 11月 29日 <small>10 25 12 22</small>	支出額	百万 千 円 282150 ※政務活動費を充当した金額を記載
-------	--	-----	--------------------------------------

使 途	事務所家賃 11、12、1月 (馬主車場込) 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $104,500 \times 0.9 = 94,050 \times 3ヶ月$
-----	--

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

_____ [振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 7 9 - /

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
38802	04-10-25	10:26	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥104,500	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(破 毀)
円	千円	千円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人	タ"イチカソキ"ヨウツクミ センタ"マチ 普通 6869279 カ)ヒラノソウツ"様 登録番号 0002
ご依頼人	マツイヒロシ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号	印紙税申告納
取扱番号 300023	付につき浦和 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
38803	04-11-29	14:11	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥104,500	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(破 毀)
円	千円	千円	円


お振込明細またはご案内 電信

お受取人	タ"イチカソキ"ヨウツクミ センタ"マチ 普通 6869279 カ)ヒラノソウツ"様 登録番号 0002
ご依頼人	マツイヒロシ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号	印紙税申告納
取扱番号 300067	付につき浦和 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
38802	04-12-22	17:44	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥104,500	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(破 毀)
円	千円	千円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人	タ"イチカソキ"ヨウツクミ センタ"マチ 普通 6869279 カ)ヒラノソウツ"様 登録番号 0002
ご依頼人	マツイヒロシ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号	印紙税申告納
取扱番号 600010	付につき浦和 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事業用賃貸借契約書（更新）

貸主 株式会社平野商事（以下「甲」という。）と借主 松井 弘（以下「乙」という。）に基づき、2019年（令和元年）7月19日付事業用建物賃貸借契約（その後の変更を含み、以下「原契約」という）のうち、下記条項より甲、乙協議の上合意したのでこれを証する為、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。なお、下記条項以外については原契約の定め通りとする。

目的物件の表示

建 物	名 称	平野商事ビル 101号室		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
		(登記簿) 朝霞市本町三丁目26番地8、26番地10、26番地9 (家屋番号)26番8		
	構 造	鉄骨造/亜鉛メッキ鋼板葺/(3)階建		
	種 類	店舗・居宅	新築年月	1994年(平成6年)5月
	面 積	29.65㎡(8.97坪)		
附 属 施 設	無			

賃料等

賃 料	月額 82,500円 (内消費税等10% 7,500円)	管理・ 共益費	月額 0円 (内消費税等10% 0円)	火災 保険料	加入義務有り
敷 金	225,000円 (賃料 3ヶ月分)	電気代	月額 7,000円	水道代	月額 700円

第1条

原契約第2条及び原契約頭書(3)の契約期間「2019年(令和元年)7月20日から2022年(令和4年)7月19日まで」とあるを「2022年(令和4年)7月20日から2025年(令和7年)7月19日」までと変更する。

第2条

本契約書に定める項目以外のものは、すべて原契約に定める各条項を適用するものとする。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 株式会社平野商事 (以下「甲」という。)と借主 松井 弘 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	平野商事ビル 101号室		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
		(登記簿) 朝霞市本町三丁目26番地8、26番地10、26番地9 (家屋番号) 26番8		
	構 造	鉄骨造/亜鉛メッキ鋼板葺/(3)階建		
	種 類	店舗・居宅	新築年月	平成6年5月
契約面積	29.65㎡ (8.97坪)			
附属施設	無			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所として

頭書(3) 契約期間

2019年(令和元年)7月20日 から 2022年(令和4年)7月19日まで(3年間)	
目的物件の引渡し時期	2019年(令和元年)7月20日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 81,000円 (内8%消費税等 6,000円)	管理・ 共益費	月額 0円 (内8%消費税等 0円)	火 災 保険料	加入義務有り
敷 金	225,000円 (賃料 3ヵ月)	礼 金	81,000円 (内8%消費税等 6,000円)	附 属 施設料	/
電気代	月額 7,000円	水道代	月額 700円		
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No.	正面入口			
	本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	口座名義			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

79-4

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	■■■■■
	(自宅)TEL	■■■■■
	(勤務先)TEL	■■■■■ (会社名・部署名) ■■■■■
	(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	株式会社平野商事
	住所	東京都江東区豊洲4丁目10番18号 プライヴブルー東京905号室

管理業者	商号又は名称 貸主にて自主管理 株式会社平野商事	
所在地	東京都江東区豊洲4丁目10番18号 プライヴブルー東京905号室 TEL 090 (4590) 2797	
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号)
		※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	■■■■■
		住所	■■■■■
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社名	
		主たる事務所の所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

乙は更新時、更新料として新賃料の1ヶ月分、更新事務手数料として新賃料の0.5ヶ月分及び消費税額を支払うものとする。

79-5

2022年(令和4年)6月29日

甲・貸主	氏名	株式会社平野商事 代表取締役 張 浩	TEL	TEL・FAX 03-6204-2907
	住所	〒135-0061 東京都江東区豊洲4-8-13		
乙・借主	氏名	松井 弘	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名	原契約書通りとする	TEL	()
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A	B		
宅地建物取引業者	商号又は名称	株式会社Grant	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 望月 誠	代表者の氏名	㊟
	主たる事務所所在地・TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256	主たる事務所所在地・TEL	
	免許証番号	東京都知事(1)第103854号	免許証番号	() 第 号
	免許年月日	令和元年8月23日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引士	氏名		氏名	㊟
	登録番号		登録番号	知事 第 号
	業務に従事する事務所名	株式会社Grant	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地	東京都墨田区立川3丁目3番8号 TEL 03-6659-9256	事務所所在地	TEL

駐車場使用契約書

貸主 株式会社平野商事(以下「甲」という。)と借主 松井 弘(以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	(住居表示)埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
	名称	平野商事ビル駐車場	指定場所	

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	ニッサン セレナ	登録番号	■■■■■■■■■■
---------	----------	------	------------

頭書(3) 契約期間

契約期間	2021年(令和3年)1月1日から2021年(令和3年)12月31日までの1年間		
目的物件の引渡し時期	2021年(令和3年)1月1日		

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 13,000円 (別途消費税相当額 1,300円)		
敷金	金13,000円		
支払期限： 毎月末日までに翌月分を支払う			
支払方法	1. 口座振替	金融機関：■■■■■■■■■■	
	2. 振込み	口座番号：■■■■■■■■■■	
		口座名義人：■■■■■■■■■■	
		TEL：■■■■■■■■■■	
	3. 持参	持参先：	

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	株式会社平野商事
	住所	東京都江東区豊洲4丁目8番13号

管理業者	商号又は名称	
所在地		TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名	
	住所	
	極度額	円

頭書(7) 更新に関する事項

自動更新とする。

頭書(8) 特約事項

- 1、乙は車種を変更する場合事前に甲に連絡することとします。
- 4、第15条全文抹消

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年(令和2年)12月18日

甲・貸主	氏名 株式会社平野商事	TEL 090-4590-2797
	住所 東京都江東区豊洲4丁目8番13号	
乙・借主 (個人の場合)	氏名 松中 弘	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
宅地建物 取引業者	商号(名称) 株式会社Grant	代表取締役 望月 誠
	事務所所在地・TEL 東京都墨田区立川3丁目3番8号	
	免許証番号 東京都知事 (1) 第103854号	
宅地建物 取引士	氏名 [REDACTED]	登録番号 [REDACTED]
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社Grant 東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256

2019年8月吉日

松井 弘 様

貸主：株式会社平野商事
 取引会社：株式会社MARUWA
 不動産事業部 [REDACTED]
 TEL：03-5638-1677

消費税率変更についてのご案内

拝啓

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日より消費税率が8%より10%に改正されます。

つきましては、貴社との間で締結されております不動産の賃貸借契約も下記の通り消費税率が変更されますので、ご案内致します。10月分賃料（9月末日支払分）より変更となりますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

物件の表示 平野商事ビル 101号

	2019年9月分賃料 (8月末日支払分)	2019年10月分賃料 (9月末日支払分)
	現在(8%)の金額	10%の金額
賃料	75,000円	75,000円
消費税	6,000円	7,500円
電気代	7,000円	7,000円
消費税	－円	－円
水道代	700円	700円
消費税	－円	－円
合計額 (お振込み頂く金額)	88,700円	90,200円

以上

整理番号 318

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	4 年 10 月 25 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">29</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">396</td> </tr> </table>	百万	千	円	29	7	396
百万	千	円							
29	7	396							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>7-事務所費 (R4.11,12月 R5.1月分家賃)</p> <p style="font-size: small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p>(株)春時住販センター $330,440 \times 90\% = 297,396$</p>
----	--

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
33943	04-10-25	11:32	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥330,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			J C 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(破 頁)
円	円	円	円

※領収書は、
※領収書を貼
(別紙にも)

ること。

お振込明細またはご案内

お受取人 三井住友銀行
春日部支店
普通 7128326
カ) カスカハ"ツツ"ユタクキョウト"ウハ様

ご送附人 ツラトキヒト セイムカツ"ウツ"ムツヨ様

電話番号 048-795-7140
取扱番号 300062

印紙税申告納
付に付済和
税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額(載)、④発行者、⑤宛名が記載さ
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

されたか分かるような記
-ること。)

③ 家賃

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 (株)春日部市住宅共同販売センター	
所在地	春日部市粕壁5670-2 TEL 048-754-8088	
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣()第 号	
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	金、4,000,000円
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

契約期間は2年間限定のため、更新は不可とする。

頭書(9) 特約事項

<p>1. 乙は現況のまま使用するものとする。後に設置した備品、造作物、私物を含め全てのものを撤去し現況に復して退室すること。又、その際、簡単な清掃をお願いします。</p> <p>2. 本契約期間は2年間とし、更新はできない。但し、甲の承諾がある場合に限り期間を定め再契約ができるものとする。</p> <p>3. 敷地内に自動販売機の設置は認めるが、清掃管理を乙が責任をもって行う事。</p>
--

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年12月15日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL
	住所	[Redacted]	
乙・借主	氏名	白土 幸二	TEL 098-795-7140
	住所	春日部市靖後西3-9-13	
丙・ 連帯保証人	氏名	[Redacted]	TEL [Redacted]
	住所	[Redacted]	
	極度額	金、4,000,000円	

		A	B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県春日部市粕壁5670-2 048-754-8088	主たる事 務所 所在地・TE	
	商号又は名称	株式会社 春日部市住宅共同販売セン 石塚 薫	商号又は 名称	Ⓜ
	代表者の氏名	[Redacted]	代表者の 氏名	
	免許証番号	埼玉県 知事 (12)第6797号	免許証番 号	大臣 知事 ()第 号
	免許年月日	平成29年 5月27日	免許年月	年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	[Redacted]	氏	Ⓜ
	登 録 番 号	[Redacted]	登 録 番	() 第 号
	業務に従事する 事務所名	主たる事務所に同じ	業務に従事す 事務所 名	
	事務所所在地 TEL		事務所所 在 地 TEL	

※Ⓜは原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号			3	1
------	--	--	---	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費
	【経常的経費】 6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費
	9：資料購入・作成費 10：交通費
	()

支出年月日 4年10月25日 及び令和4年12月26日	支出額 百万 千 円 3 1 2 7 0 4 ※政務活動費を充当した金額を記載
-----------------------------------	--

使 途 事務所賃貸料 令和4年10,11,12月分 $390,880 \times 0.80 = 312,704$

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

	家賃	振込手数料	
10月分	130000 円 × 0.8	+ 440 円 × 0.8	= 104352 円 10月25日 振込
11月分	130000 円 × 0.8	+ 440 円 × 0.8	= 104352 円 12月26日 振込
12月分	130000 円 × 0.8	+ 0 円 × 0.8	= 104000 円 上記同時 振込
合計			312704 円

政務活動に使用する割合が8/10以上であるため按分した額とする

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

別紙明細

埼玉県議会 自由民主党議員団 木下博信

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

31

領 収 書 貼 付 欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
10403	04-10-25	11:08	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥130,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			印紙税 認 証
万	千	円	円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人

登録番号 0003

サイタマケンキ"カイ キノッタ ヒロノフ"様

電話番号 048-924-8011

取扱番号 400032

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
50508	04-12-26	11:29	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥260,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			印紙税 認 証
万	千	円	円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人

登録番号 0003

サイタマケンキ"カイ キノッタ ヒロノフ"様

電話番号 048-924-8011

取扱番号 400140

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事務所用建物賃貸借契約書

貸主(甲)



借主(乙)

木下博信

事務所用建物賃貸借契約書

(1) 賃貸借の目的物件

建物名称・所在地等	名 称	[] 家建物を事務所として賃貸借		
	所 在 地	〒340-0017 草加市吉町5丁目9番52号		
	建て方	一戸建	構 造	木 造 二階建て
				工事完了年 平成12年完了 以後大規模修繕等なし
住戸部分	間 取 り	1 階 2LDK		2 階 3K納戸付
	面 積	135,22㎡		(それ以外にバルコニーあり)
	設 備 等	トイレ 有り 浴 室 有り 洗 面 台 有り 洗 濯 機 有り 給湯設備 有り ガスコンロ 有り 冷暖房設備 有り 備え付け照明設備 有り 鍵 3 個	特記事項なし	
		使用可能電気容量 50 アンペア ガ ス 都市ガスあり 上 下 水 道 公共上下水道・浄化槽あり		
付属施設	駐 車 場	含 む		
	バイク置場	含 む		
	自転車置場	含 む		
	物 置	含 む		
	庭	含 む		

(2) 契約期間

始 期	平成29年4月22日から	2 年 間
終 期	平成31年4月30日まで	

(3) 賃料等

賃 料	月額 130,000円	当月分を先月末までに銀行口座から振替払いとする。 振り込み手数料は、乙の負担とする
敷 金	な し	

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主 ■■■■■ (以下「甲」という) 及び借主 木下博信 (以下「乙」という) は、頭書 (1) に記載する物件 (以下「本物件」という。) の事業に供することを目的とする賃貸借契約を以下の通り締結する。

(契約の期間)

第2条 契約の期間及び本物件の引き渡し時期は頭書 (2) 記載の通りとする。

2 甲及び乙は、双方異議ない場合は本契約を更新することができる。以後その例による。

(賃 料)

第3条 乙は、頭書 (3) の記載の通り賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各項のいずれかに該当する場合は協議の上賃料を改定することができる。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
- 二 土地または建物の価額の上昇または低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合

3 1か月に満たない期間の賃料は、当該月実日数を日割り計算した額とする。

(敷金の省略)

第4条 乙は、本契約から生ずる債務の担保として必要な敷金についてはこれを省略することができる。

(反社会的勢力の排除)

第5条 甲及び乙は、反社会的勢力に関わる全ての事項を排除する。

(禁止または制限される行為)

第6条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築・改築・改造もしくは模様替えなど工作物の設置をしてはならない。

3 乙は、本物件の仕様に当たり、前項の工作物の設置を行う場合は、甲に通知し承諾を得なければならない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合は、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにも拘らず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 (3) 頭書に掲げる賃料の支払い義務
- 二 本契約の各号に掲げる確約に反する事実が判明した場合

(契約の消滅)

第8条 本契約は、天災・地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(明け渡し)

第9条 乙は、本契約が終了する日までに（第7条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては直ちに）本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、前項の明け渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

3 本契約が継続している途中に於いて解約する場合は、3か月前に甲に通知しなければならない。

(明け渡し時の原状回復)

第10条 乙は、通常の仕様に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

(連帯保証人)

第11条 連帯保証人（以下「丙」という。）は、乙と連帯して本契約から生ずる乙の債務を負担するものとする。

(協 議)

第12条 甲及び乙は、本契約に定めがない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

平成29年4月21日

(甲) 住 所
氏 名

■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■



(乙) 住 所
氏 名

■■■■■■■■■■
木下博信



(丙) 住 所
氏 名

■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■



整理番号

140-1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	04年10月25日								
支出額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)</p>			6	4	0	0	0	円
		6	4	0	0	0	円		
使 途	11月分事務所賃借料								
支 出 先	■■■■■								

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



建物賃貸借契約書 (事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田貸事務所 1階 NO3号室
所在地 (住居表示)	鴻巣市東3丁目11番18号
構造・規模	鉄骨造連動メッキ鋼板葺き平家建て
用途	事務所(貸事務所)
契約面積	1階部分 31.77㎡
公営水道メーター(専用)、東京電力メーター(専用)、公共下水メーター(専用)、冷暖房機、駐車場スペース(2台分) 電気湯沸かし器1個	

(2) 使用目的

事務所として使用する。以下余白

(3) 契約期間

始期	令和4年7月1日 から	3 年	0 月間
終期	令和7年6月30日 まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円 (税込価格80,000円・税率 %)	
共益費 (管理費)	月額 0円 (内消費税等 円・税率 %)	
保証金 (敷金)	80,000円 貸料1ヶ月分	
保証金 (敷金) の償却・割引	敷金の償却、割引はありません。	
家財保険	40,000円 3年加入	
礼金	0円	
賃料等の支払方法	支払時期 翌月分を 毎月27日までに支払う	
支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名	口座種別
	・支店名	口座名義人
	口座番号	・フリガナ
振込手数料負担者	借主	持参先

家財保険は借家人賠償保険付きに3年加入、保険金額は家財の対象により金額が異なります。上記の40,000円は目安としてください。以下余白

(5) 貸主

貸主 氏名	■■■■■■■■■■	電話	■■■■■■■■■■
住所	■■■■■■■■■■		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者 住所 氏名	
--------------	--

(6) 連帯保証の程度額

程度額	円
-----	---

(7) 家賃債務保証業者

家賃債務保証業者 商号または名称	電話
所在地	
家賃債務保証業者登録制度登録番号	国土交通大臣 第 号

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有・ 無)

更新料の金額 新賃料の 月分・ 円

契約更新時の更新料はないものとします。但し、契約更新時に更新の書類作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ件借者に1ヶ月分の賃料の4分の1づつを支払うものとする。以下余白

特約条項

1. 本物件の敷金は退去時、専門業者によるハウスクリーニングの工事費用に充てさせていただきます。ハウスクリーニングにあたり業者からの見積提示後クリーニング工事に切り掛かります。クリーニング工事が敷金より少ない金額の場合は敷金の差額を返還し、敷金を超えるクリーニング工事費用の場合は差額の工事費を請求します。また、退去時室内外で補修工事等が必要と認められた場合、敷金を充てさせていただきます。ります。
2. 既存のエアコンや照明器具、造作等は居抜きでの賃貸借に付き入居後の修理、メンテナンス等は借主の費用負担にて行うものとし貸主は行いません。
3. 不動産賃貸借契約条項のうち、第5条(共益費)はその定めにかかわらず抹消します。以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人(記) 名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 4 年 7 月 12 日

貸主 (住所)	■■■■■■■■■■
(氏名)	■■■■■■■■■■ (電話番号)

借主 (住所)	■■■■■■■■■■
(氏名)	中屋敷 慎一 (電話番号)

連帯保証人 (住所)

(氏名) (電話番号)

(程度額) 円

※連帯保証人が法人の場合には程度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第77条に定められている書面を添えています)

整理番号			1	4	1
------	--	--	---	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	04年10月25日	支出額	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>352</td> </tr> </table>	百万	千	円			352
百万	千	円							
		352							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	11月分事務所賃借料の振込手数料 $440 \times 0.8 = 352$ 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため
-----	---

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない(別紙にも整理番号(枝番)を付す

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38041	04-10-25	12:03
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認 証
角 千 円		認 証

お振込明細またはご案内	電 信
お受取人	
登録番号 0006	
ご依頼人	サイタマケンキ"カイキ"イン ナカヤツキ ヲ様
電話番号 048-541-8110	印紙税申告納付につき浦和
取扱番号 300089	税務署承認済

*印紙税を捺付しない場合は*印で消しております。 →

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号	2	1	4
------	---	---	---

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<u>4年10月25日、11月25日、12月23日</u>								
支出額	<p style="text-align: right;">百万 千</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">8</td> <td style="width: 20px;">4</td> <td style="width: 20px;">8</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">円</td> </tr> </table> <p>月額7700円×3ヵ月=23,100円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 23,100円×0.8=18,480円)</p>			1	8	4	8	0	円
		1	8	4	8	0	円		
使途	駐車場賃借料 <u>10月～12月分</u>								
支出先	(株)ABCハウジング								

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

駐車場使用契約書

<物件の表示>			
所在地	埼玉県ふじみ野市丸山 475		
名称	丸山第2駐車場	第	号
<メーカー車名>	トヨタ / ア		
<ナンバー>	[REDACTED]		
<賃料>	7,700 円	<保証金>	7,700 円

貸主 [REDACTED] (甲)

借主 渡辺 大 (乙)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

賃貸借の期間は令和4年7月1日より令和5年6月30日までとする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新する事もできる。

第1条 1ヶ月なりとも滞納した場合は、保証金の有無にかかわらず甲は何らの催促を要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡す物とする。

第2条 賃料の支払いは毎月25日までに翌月分を指定振込口座に振り込み支払う事（振り込み手数料は乙の負担とする）

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時十分空けて置き他者の出入りを妨げない事。

第4条 車両変更の場合は届け出る事。

第5条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第6条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約する事ができる。

第7条 駐車場内における全てのトラブルは甲は一切責任を負わない事とする

第8条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざる事。

第9条 乙の車に場内で他車による事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災盗難、いたずらが発生しても、甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第10条 第三者が無断で駐車した場合、甲はその責めに負わない

第11条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

第12条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙に明渡しする。

第13条 更新手続きは、賃料額その他の必要事項を改定の上、新契約書を作成することにより行う更新手続きに際し、乙は仲介人に対し、新賃料の二分の一ヶ月に相当する更新事務手数料を支払う。

第14条 契約の解除に際して、乙は立退料その他名目の如何を問わず、何等の請求もしてはならない。

第15条 天災地変その他に事由の如何を問わず駐車場の使用が不可能になった場合、本契約を当然に終了する。

第16条 本契約終了後乙が駐車場に残地した車両その他の物件は、甲において廃棄移動、保管等の処分をする事ができる。その費用については乙の負担とする。

第17条 車の改造・マフラーの改造等、騒音をはじめ周囲の迷惑になるような車両の契約は禁止いたします。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和 4年 6月 21日

貸主(甲) 住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]

借主(乙) 住所 [Redacted]
氏名 渡辺 大

仲介人 住所 埼玉県ふじみ野市駒西3-8-32-107
氏名 株式会社ABCハウジング
代表取締役 葛籠貫 夕子

取引士 登録番号 [Redacted]
氏名 [Redacted]

整理番号 99

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;">04年 10月 25日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;">3万 8千 428円</p>	<p>百万 千 円</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
---	--	---------------------------------------

使 途

11月 25日
12月 23日 事務所家賃物4件10月~12月
駐車場代1台 令和4年10月~12月
政務活動に使用する割合が8/10以上であるため

領収書等貼付欄

家賃内訳	
家賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,100
合計	¥155,100

$155100 + 5000 = 160100$
 $160100 \times 0.8 = 128080$
 $128080 \times 3ヶ月 = 384240$

付しないこと。
 スが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (枝番)を付すこと。)

駐車場代 5000 × 4台 = 20000
 付 1台 = 5000

飯能信用金庫 XXXXXXXXXX 支店 係人 内沼博史

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 99 - 1



普通預金

5

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
0	4-10-25	送金	155,100	マイクスター(カ)
1				
2	4-10-25	送金	20,000	ヒラヌマ(カ カリク)



普通預金

6

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1				
2				
3				
4				
5				
6	4-11-25	送金	155,100	マイクスター(カ)
7				
8	4-11-25	送金	20,000	ヒラヌマ(カ カリク)
9				
10				
11				
12				
13	4-12-23	送金	155,100	マイクスター(カ)
14				



普通預金

7

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1				
2	4-12-23	送金	20,000	ヒラヌマ(カ カリク)
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				

事務所賃貸借契約書

貸主 メイクベター株 (甲)と、借主 内沼博夫(乙)との間に建物の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

所 在 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室

構 造 鉄骨造

床面積 2階東南店舗部分 約90.75㎡

第1条 (賃貸借の目的)

乙は、事務所として使用する目的をもってこれを賃借した。乙はそれ以外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借の期間は、2021年6月1日から
2024年5月31日までの3年間とする。

第3条 (契約の更新)

1. 甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。
2. 本契約の更新は、書面による契約書を作成することを要する。
3. 更新の際の更新料は、新賃料の1か月分とする。

第4条 (賃料等)

1. 賃料は1ヶ月金13万円(消費税別)、共益費金5000円(消費税別) 駐車場代1台分6000円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに、その翌月分を次の口座に送金して支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

振込口座

口座

名義人

2. 電気、衛生費その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の使用した分に対するものは乙の負担とすること。
3. 水道料金及びガス料金については、共益費に含まれるものとする。但し、乙の使用した料金が明らかに共益費を超えたときは、甲は乙に共益費を超えた部分を請求できるものとする。

第5条 (敷金)

1. 乙は、甲に対し、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、敷金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。
2. 甲は本契約が終了し、乙が本件建物を明け渡した後、30日以内に、前項の敷金から、本契約に基づく乙の未払い債務を控除した後の残金を返還する。この場合において敷金に利息を付さない。
3. 乙は、本件建物を明け渡すまでの間、敷金返還請求権をもって、甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。

4. 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第6条（賃借権の譲渡・転貸）

乙は、事前に甲の書面による承諾なくして、第三者に本件賃借権を譲渡もしくは転貸し、または、本件建物の模様替え、造作もしくは工作その他の現状を変更してはならない。

第7条（契約の解除）

乙が次の各号の一つに該当した場合、甲は催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 乙が破産・仮差押・仮処分・差押・競売開始の決定を受け、又は滞納処分を受けたとき。
3. 賃料の支払をしばしば遅延し、又は近隣とのトラブル等により、甲と乙の本契約による信頼関係を破壊するに至ったと認められるとき。
4. 連絡が取れない状況になって1ヶ月以上経過したとき。
5. 借主が暴力団員と判明したとき並びに借主が暴力団と一定の関係にあると判明したとき。
6. その他、本契約に違反したとき。

第8条（契約の解約）

1. 双方の都合により本契約を解除するときは、乙においては3ヶ月前、甲においては、6ヶ月前にお互いに通知し、期間終了と同時に甲立会いの上、乙は完全に甲に本物件を明け渡すものとする。この際の賃借料は、期間に応じて日割清算するものとする。
2. 乙は、前項の規程にかかわらず、3ヶ月分の賃料相当を甲に支払うことにより、本契約を直ちに解約することができる。

第9条（契約の消滅）

天災地変、公用徴収、都市計画等により建物が消滅または毀損し、その効用を失った場合には、本契約は当然消滅する。

第10条（原状回復義務）

1. 期間満了、契約の解除、解約、消滅、その他により本契約が終了する際、本件建物内に乙（乙の関係者含む）の工作物又は残置物等が存在する場合は、乙は自己の費用をもってこれを撤収し、本件建物を現状に復して甲に明け渡す。
2. 前項の明渡に際して、乙は甲に対して、立退料、営業補償料又はこれに類する請求、造作等の買取請求は絶対にしないこととする。
3. 乙が本件建物を明渡した後に、本件建物内に残置物がある場合、乙はその残置物の権利を放棄したものとする。残置物については、乙が甲にその処分一切を任せたものとし、甲に任意に処分されても異議がないこととする。また、処分に掛かった費用については、乙の負担とする。

4. 契約が終了したにもかかわらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないときは、乙は甲に対し明け渡しの日まで賃料の1.5倍の損害賠償を支払い、なおこれがために甲が損害をこうむった場合にはその損害も同時に賠償する。

第11条（損害負担）

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 店内備品及び電気、ガス、水道が汚損・破損・故障した場合は乙の負担にて修理するものとする。
3. その他、賃借物に付帯する修理費は、乙の負担とする。

第12条（通知義務）

乙が次の各号の一つに該当したときは、甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。
2. 氏名、勤務先、連絡先、電話番号等、別紙入居審査申込書の記載事項に変更のある場合

第13条（連帯保証人）

丙は、賃借人乙の保証人となり、本契約書の条項全てについて、乙と連帯して履行の責を負う。

第14条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争を生じたときは、飯能簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第15条（協議）

本契約に定めていない事項については、甲、乙協議の上、誠意をもって解決する。

第16条（特約条項）

1. 電気代については、2階全てで請求が来るため、2階を賃借している賃借人のそれぞれの面積按分で甲が乙に請求するので、請求のあった月の月末までに、家賃と一緒に振り込むものとする。
2. 退室時のルームクリーニング代金は乙の負担とする
3. 乙は契約期間中、借家人賠償保険に加入しなければならない。契約の期間中に、保険期間が満了してしまう場合は、満了前に保険を更新し、無保険の期間が無いようにしなければならない。
4. 家賃の支払いを怠る等、乙の責めに帰すべき事由により、甲が行った内容証明その他郵便物の送付等の費用は乙の負担とする。
5. 万一、強制執行による退去になった場合、その執行に掛かる一切の費用は、乙の負担とする。
6. 鍵を紛失した場合、乙は退出時に罰金として金2万円を甲に支払うものとする。

契約の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

令和3年5月31日

甲：賃貸人 住所 飯能市双柳373-12-1F

メイクベター(株)

氏名 代表取締役 谷脇 道生

乙：賃借人 住所

飯能市岩沢729-2

氏名

内沼 博史

丙：連帯保証人 住所

氏名

仲介業者

取引主任者 登録番号 () 第

号 氏名

駐車場賃借契約書 <更新契約>

賃貸人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番号	NO. []	駐車料金	月額20,000円
所在地	埼玉県飯能市双柳373-10				
契約期間	令和3年7月1日から令和5年6月30日迄の2年間とする。				
振込先	[]	[]	口座	[]	[]
メーカー、名称	色	名	義	登録番号	[]
					[]

- 第1条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこと。
 振込手数料は乙の負担とする。
- 第2条 本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。
- 第3条 指定車両以外の車を置いてはならない。
- 第4条 乙は本駐車場で第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転貸をしてはならない。
- 第5条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えない様自主管理しなくてはならない。
- 第6条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なざざること。
- 第7条 乙の車に対して起きた事故、悪戯、盗難、天災地変による傷害、無断駐車等について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決することとする。
- 第8条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければならぬ。但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。
- 第9条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲に支払う。
- 第10条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であっても1ヶ月以上前に乙に通告することにより契約の解除ができる。
- 第11条 今後、本契約期間中に消費税率の改定があった場合には当然に新課税あるいは新税率が適用され、乙は以後の駐車場料金等の支払いについて新税率で計算された料金を支払う事をあらかじめ承認する。

- 第12条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。
- 第13条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せず即時契約の解除ができる。
- 第14条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。
- 第15条 駐車場内は、禁煙とする。

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

令和3年5月6日

貸主(甲) 住所 []

氏名 []

仲介者 所在地 埼玉県飯能市仲町2-3 []

(甲)代理人 商号 会平沼株式会社

電話 042(972)7800

借主(乙) 住所 〒357-0023

飯能市岩沢729-2

氏名 内沼博史

電話番号

ご自宅 042(972)6432

お勤め先 ()

(社名)

- 重要事項再確認
- 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。
 - 振込料は乙の負担。
 - 場内のトラブルは当事者間で解決する。
 - 解約は1ヶ月前までに仲介者へ通告する。
 - 解約通知が遅れたら遅れた分の賃料を支払う。

整理番号 173

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

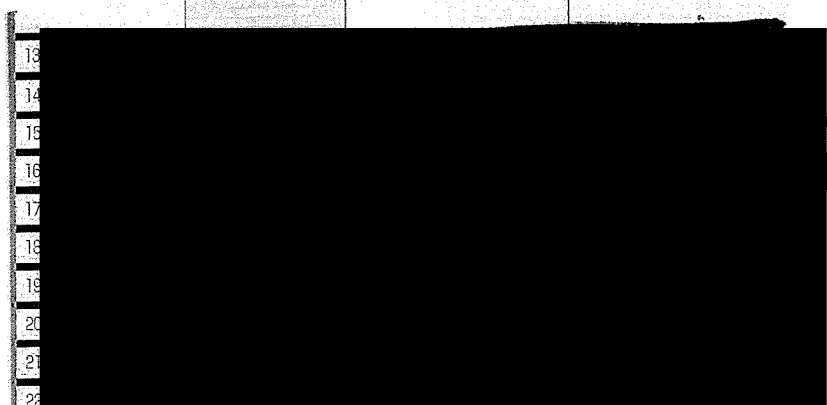
<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;">4年10月26日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;">64352</p> <p style="font-size: small;">百万 千 円</p>	<p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--	---	-------------------------

使 途 **事務所賃貸料(本町)** $80,440 \times 0.8 = 64,352$

領収書等貼付欄

小島信昭

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため



キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
57107	04-10-26	09:10
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印 認 証
		円 千円 千円

23	04-10-26	.送金	*80,000	ATM
24	04-10-26	.手数料	*440	

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
(項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」な
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

お振込明細またはご案内 電話

お受取人

ご依頼人 **コウマ ノブ アキ様**

電話番号 048-758-1624
取扱番号 300003

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が記名押印の上、各自1通を保有する。

貸主代理：(有)宝来屋不動産商会

3年 4月 23日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名 埼玉県議会自民党議員団 小島信昭	TEL 048-758-1624
	住所 339-0074 さいたま市岩槻区本宿 298-5	
連帯保証人	氏名 別紙	TEL
	住所	

		A	B	
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	主たる事務所所在地・TEL	
	商号又は名称	(有)宝来屋不動産商会	商号又は名称	
	代表者の氏名	関根 正之	代表者の氏名	Ⓢ
	免許証番号	埼玉県知事 (13) 第 5313 号	免許証番号	大臣知事 () 第 号
	免許年月日	平成 29 年 8 月 23 日	免許年月日	平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏名		氏名	Ⓢ
	登録番号	() 第 号	登録番号	() 第 号
	業務に従事する事務所名	(有)宝来屋不動産商会	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	事務所所在地 TEL	

※Ⓢは実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

(更新)事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	高橋ビル1階貸事務所		1階	号室
所在地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12 (登記簿)			
建物構造	木造・鉄骨造 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽鉄骨造・その他()/ 瓦葺・スレート葺・瓦葺・瓦葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (3)階建/全()戸			
種類	事務所	新築年月	平成11年 4月	
面積	29.75 m ²			
附属施設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長 小島信昭 事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年5月1日から令和5年4月30日まで(2年間)
目的物件の引渡し時期 年 月 日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000 円 (内消費税等)	家財 保険料	円
敷金	継続 80,000 円 (賃料 1ヶ月)		
その他の条件			
貸与する鍵の本数	本	本	本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 末 日まで		
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 貸主指定の口座へ振込支払いする。 <input type="checkbox"/> 持参 持参先 <input type="checkbox"/> 口座引落 委託会社名		

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)
(自宅)TEL	
(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	住所

管理業者	商号又は名称 (有) 宝来屋不動産商会
所在地	339-0057 さいたま市岩槻区本町3-1-1 TEL 048-756-0538
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	02621
管理担当者	氏名 (一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載 (賃貸不動産経営管理士; 登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供 <input type="checkbox"/> 証社名 <input type="checkbox"/> 主たる事務所の所在地	氏名	小島 信昭
		住所	

頭書(8) 更新に関する事項

※更新契約の際は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分プラス消費税を支払う。

頭書(9) 特約事項

一、退去時は、スケルトンにて明渡しする。

整理番号 174

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>4年 10月 26日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>4400</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	---	------------	---

<p>使 途</p>	<p>駐車場代(本町事務所) $5,500 \times 0.8 = 4,400$</p>
------------	--

領収書等貼付欄 政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

領 収 証 No. _____

小島信昭 様 4年10月26日

★ 5,500円

但 11月分

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 XXXXXXXXXX

消費税額等(%) XXXXXXXXXX

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

平成31年4月8日より契約更新する

賃借人名札設置区画(1区画分)
(小島信昭様)

賃貸人

賃借人 小島信昭

(メーカー・車種) 三菱 eKクロス シルバー

(ナンバー)

駐車場賃借借契約書

賃借人 [redacted] と、賃借人 小島信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃借借契約を締結した。

駐車場の表示

所在地 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8
区画 賃借人免れ 接置区画分 [redacted]

第1条（駐車場の用途）

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー： スズキ 車種： エブリィワゴン ナンバー： [redacted]
指交を動内には、賃借人の指定は、車種のみの指定とする。

第2条（賃料）

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条（敷金）

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条（契約期間）

1. 契約期間は、平成31年3月31日から平成32年3月31日までとする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条（契約の更新）

1. 賃借人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条（賠償義務）

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条（免責）

賃借人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃借人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条（原状回復）

本契約の終了の後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃借借成立当時の原状に復した上で、賃借人に明け渡すものとする。

第9条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃借人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2カ月分以上怠ったとき
- ② 賃借人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃借人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、賃借人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条（信義則）

賃借人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月31日

賃借人：住所 [redacted]

氏名 [redacted]

賃借人：住所 埼玉県さいたま市岩槻区掛旗-301

氏名 小島信昭

整理番号 43

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
---------------------------------------	---

支出年月日	04 年 10 月 26 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">475</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">20</td> </tr> </table>	百万	千	円		475	20
百万	千	円							
	475	20							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>04.11.28 04.12.26</p> <p>事務所駐車場代(職2.乗2) 52800×0.9=47520</p>	<p>収務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
----	--	--------------------------------

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

領 収 書

No. 012573

松澤正身議会議員事務所
代表 松澤正 様

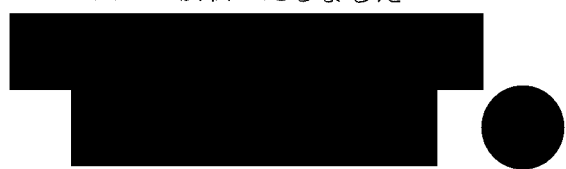
4年 10月 26日

金 額	百万	千	円
717600			

但 大春 駐車場 駐車料金 11月分として (税込)

上記金額正に領収いたしました

印 紙



係	印

取扱い店 資産管理課 本店 資産管理課 八潮店 資産管理課 吉川店

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

		43	-	1
--	--	----	---	---

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

領 収 書

No. 012581

松澤正 県議会議員事務所
代表 松澤正 様

4年11月28日

金額	百万	7	千	17	円	600
----	----	---	---	----	---	-----

但大倉 駐車場 駐車料金 12月分にて (税込)

上記金額正に領収いたしました

印 紙



係 印

取扱い店 資産管理課 本店 資産管理課 八潮店 資産管理課 吉川店

領 収 書

No. 012589

松澤正 県議会議員事務所
代表 松澤正 様

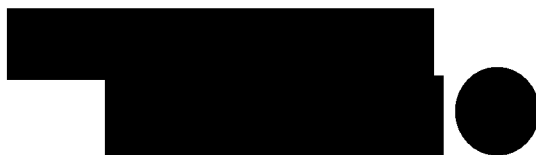
4年12月6日

金額	百万	7	千	17	円	600
----	----	---	---	----	---	-----

但大倉 駐車場 駐車料金 12月分にて (税込)

上記金額正に領収いたしました

印 紙



係 印

取扱い店 資産管理課 本店 資産管理課 八潮店 資産管理課 吉川店

整理番号

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---------------------------------------	--

支出年月日	<input type="text" value="04"/> 年 <input type="text" value="10"/> 月 <input type="text" value="26"/> 日	支出額	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td><input type="text" value=""/></td> <td><input type="text" value="7"/></td> <td><input type="text" value="209"/></td> </tr> </table>	百万	千	円	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="7"/>	<input type="text" value="209"/>
百万	千	円							
<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="7"/>	<input type="text" value="209"/>							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>04. 11. 23 04. 12. 21</p> <p style="text-align: center;">事務所マシナ代</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p>$2670 \times 3 = 8010$</p> <p>$8010 \times 0.9 = 7209$</p>
----	---	--

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団 別紙添付

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を添付すること。

(別紙にも整理番号(総務)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

44 - 1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

納品・請求書
兼領収書

ダスキンエポック 越谷店

(株)エポック
〒343-0002 越谷市平方2005-1
TEL 048-979-8600 FAX 048-979-8080
No.100130459400

お客さま名
松沢正事務所 様

発行日 2022年 10月 26日 次回訪問日 2022年 11月 23日 取引 現金

商品	数量	単価	納品・回収		備考
			納品	回収	
家庭用玄関マット 半円形 グレー	4W	930	1		
ハンディモップS・ナイロン	4W	870	1		
プロアモップSドライ・ナイロン ホコリ	4W	870	1		

前回未収残	修正後 納付金額	消費税	合計金額	修正後 納付額
	2,428	242	2,670	2,670

確認サイン

担当 姓名

納品・請求書
兼領収書

ダスキンエポック 越谷店

(株)エポック
〒343-0002 越谷市平方2005-1
TEL 048-979-8600 FAX 048-979-8080
No.100131589400

お客さま名
松沢正事務所 様

発行日 2022年 11月 23日 次回訪問日 2022年 12月 21日 取引 現金

商品	数量	単価	納品・回収		備考
			納品	回収	
家庭用玄関マット 半円形 グレー	4W	930	1		
ハンディモップS・ナイロン	4W	870	1		
プロアモップSドライ・ナイロン ホコリ	4W	870	1		

前回未収残	修正後 納付金額	消費税	合計金額	修正後 納付額
	2,428	242	2,670	2,670

確認サイン

担当 姓名

整理番号

44 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

〒343-0002 越谷市平方2005-11 越谷店

ダスキンエポック 越谷店

(株)エポック 越谷店
〒343-0002 越谷市平方2005-11 越谷店
TEL 048-979-8600 FAX 048-979-8080

No.100132737700

納品・請求書
兼領収書

市営心まほし
松沢正事務所 様

発行日 2022年 12月 21日 次回訪問日 2023年 1月 13日 取引 現金

商品名	商品	数量	単価	納品・回収		備考
				品名	数量	
家庭用玄関マット	半円形	4冊	930	1	1	
ハンディモップS・ナイロン	KCS1H	4冊	870	1	1	
フロアモップSドラマイ・ナイロン	NH-S	4冊	870	1	1	

前回未収残	税引前金額	合計金額	領収額
	2,428	2,670	2,670

確認サイン

担当者名

189

印 紙
500円
貼 付



整理番号	0	0	4	8
------	---	---	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和4年10月26日他	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">□</td> <td style="text-align: center;">□</td> <td style="text-align: center;">1 4 8 5</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	□	□	1 4 8 5
百万	千	円							
□	□	1 4 8 5							

使 途	<p style="text-align: center;">清掃用フロアモップレンタル料(10、11、12月分)</p> <p>政務活動及びそのたの議員活動の用途に使用するため1/2按分とする。 (按分した場合の積算方法 (990×0.5) × 3回 = 1,485)</p>
-----	---

領収書等貼付欄

自民党県議団

③

⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

お客様名 [redacted]
埼玉県議会議員 長峰 宏芳 様

納品・請求書
兼 領収書

ダスキン坂戸

株式会社ダスキンサーヴ北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
☎0120-00-5695

発行日 2022年 10月 26日 次回訪問日 2022年 11月 23日 取引 現金 No.100187549600

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
フロアモップF FM-DF 4W	1	1	990	1	1	990				

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額
	900	90	990	990

確認サイン

担当者名
[redacted]

193

お客様名 [redacted]
埼玉県議会議員 長峰 宏芳 様

納品・請求書
兼 領収書

ダスキン坂戸

株式会社ダスキンサーヴ北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
☎0120-00-5695

発行日 2022年 11月 23日 次回訪問日 2022年 12月 21日 取引 現金 No.100188441800

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
フロアモップF FM-DF 4W	1	1	990	1	1	990				

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額
	900	90	990	990

確認サイン

担当者名
[redacted]

627

お客様名 [redacted]
埼玉県議会議員 長峰 宏芳 様

納品・請求書
兼 領収書

ダスキン坂戸

株式会社ダスキンサーヴ北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
☎0120-00-5695

発行日 2022年 12月 21日 次回訪問日 2023年 1月 18日 取引 現金 No.100189264800

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
フロアモップF FM-DF 4W	1	1	990	1	1	990				

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額
	900	90	990	990

確認サイン

担当者名
[redacted]

194

整理番号

217

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<u>4年10月26日、11月25日、12月26日</u>				
支出額	<p>月額58,320円×3ヵ月=174,960円</p> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>39968</td> </tr> </table> <p>円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 174,960円×0.8=139,968)</p>	百万	千	1	39968
百万	千				
1	39968				
使 途	事務所賃借料 <u>10月~12月分</u>				
支 出 先	株式会社 渡辺住研				

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



住宅賃貸借契約書

物件の表示	所在地	埼玉県ふじみ野市丸山7-1				
	物件名称	荻原コーポ	3DK	102号室		
	構造	木造	2階建	専有面積	48㎡	
契約期間	2022年8月1日		～	2024年7月31日		
家賃	55,000 円	共益費	2,000 円	町会費	円	
敷金	円		礼金	円		
更新料	新賃料の 0.5ヶ月 相当額	更新手数料 ※		仲介手数料 ※	円	
保証料	円	シニアあんしん住宅 ※	円	安心サービス24 ※	1,200 円	

※ 別途消費税がかかります。

甲 (賃貸人)	[Redacted]					
甲 (代理人)	埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 株式会社渡辺住研					
乙 (賃借人)	契約時住所	〒 [Redacted]				
	ふりがな	〒 [Redacted]	生年月日	1974年 6月 25日	日	
	氏名	渡辺 大		TEL	携帯	
		090-4241-4311		[Redacted]		
	メールアドレス [Redacted]					
勤務先概要	別紙賃貸保証委託契約書又は入居申込書記載内容による					
入居者情報						
緊急連絡先 (身元引受人)						
丙 連帯保証人	〒	[Redacted]			続柄	[Redacted]
	住所	[Redacted]				
	ふりがな	[Redacted]		生年月日	[Redacted]年 [Redacted]月 [Redacted]日	
	氏名	[Redacted]		TEL	[Redacted]	
	勤務先	住所 [Redacted]				
	TEL	[Redacted]				
丙 (保証会社)	会社名	[Redacted]				
仲介人	株式会社 渡辺住研	営業担当			[Redacted]	
	富士見市鶴馬2608-7 スパークスK2階	[Redacted]				
	TEL 049-253-3636 免許No. 埼玉県知事免許 (13) 第5935号	[Redacted]				
	株式会社 渡辺住研 鶴瀬店	TEL 049-255-1010	[Redacted]			
	埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 スパークスK					
(特約事項) 上記の貸室の賃貸借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、 甲乙双方は各条項を熟読了承の上これに署名捺印をし、各々1通を保有します。					締結日	2022年 7月 26日
! 乙が契約開始日から1年未満で本契約を解約する場合、乙はフリーレント期間分の賃料相当額を違約金として甲へ支払うものとする。この違約金は、別項目で短期解約違約金の定めがある場合には、それとは別に支払うものとする。						

※太枠にご記入下さい

貸貸人(甲)と賃借人(乙)は、左記欄の貸室(以下「本貸室」といいます。)の貸貸借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、甲乙双方は各条項を熟読了承の上これに署名捺印をし、各々1通を保有します。

11条(使用目的)

乙は本貸室の居住者を別紙貸貸保証委託契約書記載者及び入居申込書記載者のみに限定し居住のみを目的として使用しなければなりません。

12条(契約期間)

本契約の契約期間は左記欄記載の通りとし、甲および乙は協議の上、本契約を更新することができます。

13条(賃料、共益費等)

1. 賃料および共益費(以下「賃料等」とします)は、左記欄記載の通りとします。支払義務は左記欄の契約期間の開始日から発生します。
2. 乙の賃料等の支払いは甲の指定する集金代行会社である丙の指定する口座振替によって行います。但し、銀行自動引落開始前、または乙が法人の場合には、甲が指定する口座へ振り込むものとします。
3. 乙の賃料等の支払は前家賃払制と定め、当月分の家賃支払は前月の26日を期日とし同期日までに甲が指定する銀行口座に入金するものとします。但し、乙が法人の場合には賃料等の支払期日は前月末日までとします。

賃料等の振込口座

1. 乙が甲に対し賃料等の預金口座振替または銀行振込をする場合には、その手数料については乙の負担とします。
2. 乙が甲に対し賃料等の銀行振込をする場合には、銀行収納印押印済振込票等をもって領収したものとし、甲は領収書を発行しないものとします。
3. 1ヶ月に満たない月の賃料等はその月の日数によって日割計算とします。
4. 第2項の賃料等の入金日は、入金があった日として甲の通帳に記帳された日とします。

14条(賃料等の改定)

甲は、契約期間中であっても、本契約の賃料等が、本貸室にかかる公租公課、住宅の敷地に係る地代、住宅に係る維持管理費、諸物価の変動、近隣との比較等から、甲が本契約の賃料等が不相応となったものと判断したときは賃料等を改定することができるものとします。

15条(諸経費の負担)

本貸室内で乙が使用した電気・ガス・水道・電話等の諸料金、可会費、その他乙の生活から生じる一切の費用は乙の負担とし、本貸室明渡し時にはそれらの全てを精算してから退去しなければなりません。

16条(遅延損害金)

乙が賃料等の支払、その他本契約に基づく債務の履行を遅延した場合は、年14.6%(1万円当たり1日4円)の割合で日割計算した遅延損害金を支払わなければなりません。

17条(連帯保証人)

1. 乙は本契約を締結するにあたり、甲が適当であると認める連帯保証人を付することを契約成立の条件とします。
2. 連帯保証人(以下「丙」とします)は契約時賃料の12ヶ月分相当を限度として、本契約から生じる乙の一切の債務について乙と連帯して履行する義務を負います。
3. 丙は、合意更新・法定更新にかかわらず本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務について、乙と連帯して履行する義務を負います。
4. 丙は、本契約が終了し乙が本貸室を明渡し甲に対する債務を完済するまで、乙と連帯してその履行義務を負います。
5. 本契約に基づく乙の債務が条件変更により加重された場合、丙の負担も当然に加重されるものとします。
6. 丙の本契約締結時の住所・電話番号・職業等に変更があった場合には、乙は甲に対し速やかに通知しなければなりません。
7. 丙が死亡その他の理由で欠けた場合、および丙について不適当と認められる事情が生じ甲がその変更を要求した場合には、乙は甲が適当であると認める新たな連帯保証人を直ちに付さなければなりません。
8. 乙が前項の規定を履行できない場合には、本契約は終了します。
9. 丙が、甲に対し、身分証明書を提示して、賃料その他の本契約に基づいて乙が負担する債務についての不履行の有無及びその額に関する情報の提供を求めたときは、甲は、甲の指定する方法により、当該情報を提供するものとし、乙はこれに異議を述べません。

18条(連帯保証人への契約解除権等の委任)

1. 乙が次の各号のいずれかに該当した場合に限り、乙は本契約の解除権および本貸室内の乙の所有あるいは保管にかかる物品等の処分権を丙に授与するものとし、本契約をもって予め各処理事務の一切を丙に委任するものとします。なおこの場合において丙は本貸室内の残置物等の搬出および明渡し精算手続きを乙の代理人として履行するものとし、乙は丙が行った行為に対して一切の異議を申し立てないものとします。
 - (1) 乙が賃料等の支払いを2ヶ月以上滞納し、または度々遅延し、丙が乙に代わって2ヶ月分以上の賃料等の支払義務を負ったとき。
 - (2) 乙が甲への届け出をせずして所在不明のまま30日以上経過したとき。
 - (3) 乙が死亡または破産その他の事由により本契約の履行が困難な状況に陥ったとき。
2. 乙は本契約が存続する限り、前項の委任を解約することはできません。

19条(緊急連絡先兼身元引受人)

1. **乙は本契約を締結するにあたり、甲が適当であると認める緊急連絡先兼身元引受人を付することを契約成立の条件とします。**
2. **緊急連絡先兼身元引受人は本契約中において、乙に精神的不安定な状態が生じ、本契約の履行が困難となった場合、乙の身元を速やかに引き受ける義務を負います。**

3. 緊急連絡先兼身元引受人は、合意更新・法定更新に係らず本契約が存続する限り、本契約中において、乙に精神的不安定な状態が生じ、本契約の履行が困難となった場合、乙の身元を速やかに引き受ける義務を負います。

4. 緊急連絡先兼身元引受人は、本契約が終了し乙が本貸室を明渡しを完了するまで、前項の義務を負います。
5. 緊急連絡先兼身元引受人の本契約締結時の住所・電話番号・職業等に変更があった場合には、乙は甲に対し速やかに通知しなければなりません。
6. 緊急連絡先兼身元引受人が死亡その他の理由で欠けた場合、または緊急連絡先兼身元引受人について不適当と認められる事情が生じ甲がその変更を要求した場合には、乙は甲が適当であると認める新たな緊急連絡先兼身元引受人を直ちに付さなければなりません。
7. 丙と緊急連絡先兼身元引受人は同一人であっても何ら問題ないものとします。但し、丙が保証会社である場合を除きます。
8. 乙が6項の規定を履行できない場合には、本契約は終了します。

110条(譲渡・転貸・民泊運営(利用)の禁止)

乙は甲の書面による承諾を得ることなく、本貸室の全部または一部につき、賃借権を譲渡すること、担保に提供すること、転貸すること、民泊運営(利用)すること、または本貸室内に第三者(乙及び別紙保証委託契約書記載者以外の者をいう。)を同居させることはできません。

111条(増改築・改造等の禁止)

乙は甲の書面による承諾を得ることなく、本貸室及び本貸室の属する建物全体(以下「本件建物」とします)の増築、改築、移転、改造、模様替え、敷地内への工作物の設置を行ってはなりません。また甲の書面による承諾を得た場合でも明渡しの際は自費をもって原状に復するものとします。

112条(善管注意義務)

乙は本貸室及び本件建物に関し、善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

113条(禁止・制限・遵守事項)

1. 乙は、本貸室の全部または一部について、賃借権の譲渡・転貸または使用貸借等をなして第三者に使用させてはなりません。
2. 乙は、本貸室の使用にあたり次に掲げる行為をしてはなりません。
 - (1) 銃砲、刀剣類、爆発性・発火性を有する危険な物品、有毒物質等の製造または保管。
 - (2) 暴力団組織への加入、暴力団関係者を出入りさせること、宗教団体への強制勧誘活動、違法な販売活動。
 - (3) 排水管に、排水管を腐食させ、または詰まらせる恐れのある物質を流すこと。
 - (4) 大音量・高音を発してのテレビ・ラジオ・ステレオの操作又は視聴、楽器の演奏・麻雀の遊戯等。
 - (5) 猛獣、毒蛇等明らかに近隣に迷惑を及ぼす恐れのある動物の飼育または一時的な持ち込み。
 - (6) 騒音、悪臭の発生その他環境、公衆衛生を害する行為。
 - (7) 壁、錠の改変または追加等により、本貸室の管理業務に支障を及ぼす行為。
 - (8) 本貸室を亮春または賭博等の場所に提供する行為。
 - (9) 本貸室を麻薬、覚醒剤等違法薬物の製造・使用等の法令に違反する行為。
 - (10) 前各号の他公序良俗に反する行為、本貸室及び本件建物に損害を与える行為並びに法律に反する行為。

整理番号

218

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<u>4年10月26日、11月25日、12月26日</u>										
支出額	月額7,500円×3ヵ月=22,500円 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> </tr> </table> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $22,500 \times 0.8 = 18,000$)	百万	千			1	8	0	0	0	0
百万	千										
1	8										
0	0										
0	0										
使途	事務所駐車場 賃借料 <u>10月~12月分</u>										
支出先	株式会社 渡辺住研										

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



218-2

駐車場貸借契約書

所在地	埼玉県ふじみ野市丸山7-1		
駐車位置	P荻原コーポ		番
契約期間	2022年8月1日 ~ 2024年7月31日		
賃料	7,500 円	消費税	0 円
カーライフサービス料	円	消費税	円
敷金	円	礼金	円
更新料	新賃料の 0.5ヶ月 相当額	更新手数料	
振込口座	[Redacted] 名義人 [Redacted]		

車種		色	
登録No.			
車種		色	
登録No.			

甲 (賃貸人)	[Redacted]		
丙 (代理人)	埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 株式会社渡辺住研		
乙 (賃借人)	住所 〒	[Redacted]	
	フリガナ 〒	生年月日	1974年 6月 25日
	氏名	渡 辺 大	TEL 携帯 090-4241-4311
	メールアドレス	[Redacted]	
	勤務先	住所	
	TEL		
保証会社	会社名		
仲介人	株式会社 渡辺住研 富士見市鶴馬2608-7 スパークスK2階 TEL 049-255-1010 免許No. 埼玉県知事免許 (13) 第5935号	営業担当 [Redacted]	[Redacted]
	株式会社 渡辺住研 鶴瀬店 埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 スパークスK		
〈特約事項〉 上記の貸室の賃貸借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、甲乙双方は各条項を熟読了承の上これに署名捺印をし、各々1通を保有します。			締結日 2022年 7月 26日

太枠をご記入下さい。

駐車場使用約款

- 第1条 乙は期日迄に賃料等の全部、または一部の支払いを遅延したときは、遅延した金額に対し、年14.6%の延滞損害金を甲に支払うものとする。
- 第2条 賃料は月額単位とし、日割り計算には行わないものとする。但し、入退時はこの限りではない。
~~駐車料金は、毎月26日迄に翌月分を下記の要項で丙の指定する方法により支払うものとする。~~
- 乙の銀行口座より自動振替(SMBCファイナンスサービス 株式会社)
 通帳と印鑑を持参の上、自動振り替えの手続きをする。
 振替日は毎月26日とする。尚、乙の預金残高が不足のため自動振替ができない場合は、即日乙が契約書記載の指定銀行口座に振り込むものとする。
 但し、あんしん保証(株)利用の方は上記の限りではありません。
 - 銀行振込(乙が法人契約等、特殊事情により1の自動振替が困難な場合に限り、指定銀行口座に振り込む。)
 (賃料等の振込み手数料は乙の負担とし、銀行収納印押印済振込票をもって領収したものとし、丙は領収書を発行しないものとする)
 乙が法人の場合は賃料等の支払期日は前月末日迄とします。
- 第3条 乙は本駐車場に本契約車輛以外の駐車することは出来ない。
- 第4条 本駐車場内において自動車若しくは部品、物品、積荷等の盗難、火災、事故等については、甲・丙及び管理者は一切その責任を負わないものとする。又違法・無断駐車については乙にて処理するものとする。
- 第5条 駐車料金については、甲は社会情勢及び経済事情により駐車料金を変更することが出来る。この場合、丙から乙に通知することによって変更の効力を生ずるものとする。丙より乙へ更新契約書送付にも拘わらず未更新の場合新賃料の通知をしたものとし、新賃料で引落しすることを乙は承諾するものとする。
- 第6条 乙がその月の内(駐車料金を支払った期間)駐車しない日がありたる場合も納入した駐車料金は甲は返却しない。
- 第7条 本契約に伴う乙の権利はほかに譲渡することはできない。
- 第8条 乙またはその関係者(同乗者を含む以下単に乙という)が故意又は過失により本駐車場の諸施設若しくはほかに駐車中の自動車に損害を与えたとき、乙は直ちにその損害を丙若しくはその所有者に賠償しなければならない。
- 第9条 乙は本駐車場内においては下記事項を守らなければならない。
- 引火性物品その他の危険物等を持ち込まないこと。
 - 火気の取扱等をしてないこと。
 - 自動車の出入りの際は駐車位置、交通規則等、駐車場内の秩序については管理者の指示に従うこと。
 - 自動車の運転に当たっては安全運転をすること。
 - 甲・丙及び管理者の許可を得たもの以外は、物品の販売、自動車の修理(簡単な修理を除く)その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
 - 駐車場内において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに所轄警察署、丙又は管理者に届け出ること。
 - その他丙又は管理者の定める一般的な指示に従うこと。
- 第10条 乙が1ヶ月以上駐車料金を滞納した場合は、丙は本契約を解除するものとする。
- 第11条 乙が本契約に違反したときは、丙は本契約を解除するものとする。
 この場合既に納入した駐車料金は返却しない。
- 第12条 本契約を解約しようとするときは、乙は解約日の1ヶ月前に丙に予告するものとする。但し、乙が1ヶ月前までに予告しなかった場合は解約予告日より計算して駐車料金の1ヶ月分相当額を損害金として丙に支払うものとする。又、甲・丙より駐車場の明渡し申し出を受けた場合、乙は理由の如何を問わず、甲の申し出により、1ヶ月以内に契約を解約し、甲に明け渡さなければならないものとする。
 この場合甲、乙共に異議申立てしない。
 なお解約にあたり返還金がある場合、銀行振込手数料は乙の負担とする。
- 第13条 特約事項
- 車庫証明を必要とするとき、立会人に対し車庫証明発行手数料として、3,500円(税別)を支払うものとする。(但し、初期契約の場合は、賃料3ヶ月前納を条件とし、貸主に対する証明料を要する場合は、別途支払うものとする。)
 - 本契約の契約期間は、本契約書表示の契約期間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までにいずれの当事者からも本契約の更新を拒絶する旨の意思表示がなされない場合には、更に自動的に同一期間・同一条件で更新され以後も同様とする。
 - 前項の自動更新がなされた場合には、乙は契約更新時まで、甲が指定する更新契約書を甲に対し提出する。
 - 本契約の更新に際しては、更新の種類を問わず、乙は、甲に対し、更新料及び更新事務手数料を、管理会社榊渡辺住研に対して支払うものとする。但し別途特約がある場合は、この限りではないものとする。
 - 前項の更新料及び、更新事務手数料は、契約が更新される度に生じる。
 - 賃料等及び更新料、違約金その他の債務を乙が滞滞した場合において、乙が債務の一部を弁済した時は、先ず、更新料、違約金その他一時金に充当し、それに満ちる時は賃料等に充当するものとします。
 - 敷金は無利息とし、乙が丙に本駐車場を明け渡したのち30日以内に返還するものとする。但し、未払いの賃料のある場合は、敷金を賃料として充当するものとする。
 - 駐車場位置移動、契約者(家族間)変更等の手続きは受付しない。解約を行った上で新たに契約を結び、契約時の契約金は新契約者が支払うものとする。
 - 審判は、契約者乙の責任において行うものとする。
 - 車の改造等、近隣に迷惑となる騒音のクレームがある場合は、本契約を解除するものとする。
 - 上記各項の他、表記の特約事項に定める事項を順守するものとする。
 - 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における左記消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とする。

受付時間 9:45～17:45 定休日水曜日(GW・夏期・年末年始休暇中のご解約連絡は翌営業日に受け付けいたしますので予めご了承ください。)

カスタマーセンター:048-680-6635 (24時間受付)

整理番号			4	2
------	--	--	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>4</td> <td>年</td> <td>10</td> <td>月</td> <td>27</td> <td>日</td> </tr> </table>	4	年	10	月	27	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td>千</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>		百万		千		円		1	6	2	0	0
4	年	10	月	27	日																
	百万		千		円																
	1	6	2	0	0																

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所家賃 政務活動に使用する割合が $\frac{1}{10}$ 以上であるため
-----	--

領収書等貼付欄

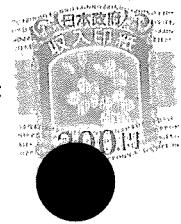
領 収 証 小川真一郎 様 No. _____

★¥180000

内 訳	_____
現金	_____
小切手	_____/
手 形	_____/
消費税額等(%)	_____

但 家賃 10、11、12ヶ月分

4年10月27日 上記正に領収いたしました



コクヨ ウケ-98

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

店舗賃貸借契約書

物件 の 表示	所在地	大里郡寄居町大字桜沢2235番地		
	名称	坂の下ソシア	号室	105号室
	構造・面積	鉄骨造3階建 1階 約49.50㎡	間取	

賃貸借 条件	賃料	壹ヶ月 60,000円	駐車場	有
	敷金	ヶ月 , 円 (無利息)	更新料	新賃料の1か月分
	礼金	ヶ月 , 円	備考	更新手数料
	火災保険	, 円 (2年間掛け捨て)		賃料の2分の1か月分+消費税
契約期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日までの2年間			
賃料等の振込先 ※振り込み手数料は借主負担とする。翌月分を下記口座に毎月末日迄に入金する事。				
振込先 貸主宅へ持参すること		普・当 No	口座名義人	

上記物件を賃貸人甲 [] と賃借人乙小川 真一郎との間で下記条項により賃貸借契約を締結する。

(賃貸借の目的)

第1条 甲は上記の物件を事務所の目的を持って乙に賃貸し乙はこれを賃借することを約束した。

乙は甲の書面による承諾を得ないで使用目的の変更をしてはならない。

(賃借の期間)

第2条 賃貸借期間は上記に記載する通りとする。但し当事者協議の上、賃貸借期間を更新することが出来る。本契約が更新される場合には乙は甲に上記記載の更新料を支払わなければならない。

(賃借料等)

第3条 本物件の賃料の支払いは賃借料の増加の必要が生じた時は甲乙協議の上、増加できるものとする。

(禁止事項)

第4条 甲の承諾なしに本物件の賃借権の譲渡、転貸し及び第三者に使用させる行為、及び本物件を改築、又は増築もしくは改造をしてはならない。看板等、造作を行う場合は賃貸人の承諾を得る事。

2 乙は本物件において衛生上有害となる行為、火災等危険を引き起こす行為、又は近隣の迷惑となる行為や、その他共有部分を占有したり物品を置く事、もしくは犬猫等を飼育してはならない。

(解除に基づく精算)

第5条 乙の都合により本契約を解除する場合は3ヶ月前に甲に書面で通知し、その期間満了と同時に乙は完全に建物を甲に明け渡し、立退料、損害賠償等その他一切の物質的請求はしない事とする。

2 甲は本物件の明渡しがあった時は遅滞なく敷金の全額を無利息にて乙に返還するものとする。但し本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払い、その他本契約から生じる乙の債務不履行が存在する場合には当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

(経費の負担)

第6条 電気・ガス・上下水道・衛生費・区費及び電話その他の専用設備にかかる使用料金は賃借料とは別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。

2 甲は本物件の使用並びに収益に必要な土台・柱・屋根等の修繕をなす義務を負う。この場合において、乙の故意、過失により必要となった修繕又は前記以外の修繕は乙の負担とする。

(使用上の注意義務)

第7条 乙は本物件を善良なる管理者の注意を持って管理使用する義務を負う。万一、乙又はその使用人及び関係者の故意・過失により損害を与えた場合はそのすべての損害を賠償しなければならない。

(違約解除)

第8条 乙が本契約の各条項に違反し賃借料を無断で2ヶ月以上滞納した時、又は無断で1ヶ月以上不在の時は、敷金保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即刻建物を明け渡すものとする。明け渡し出来ない時は建物内の遺留品は放棄されたものとし、甲は保証人又は取引業者立会の上随意遺留品を売却処分の上債務に充当しても乙は意義なき事とする。

(紛争の解決)

第9条 本契約に紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意を持って道義的に解決するものとする。

(暴力行為等の排除)

第10条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は何等催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明け渡さなければならない。

- 1 本物件内共用部分その他本物件に近接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
- 2 本物件内、共用部分、等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又は掲示若しくは搬入したとき。
- 3 本物件内、共用部分その他本物件に近接する場所において暴行、傷害、脅迫、薬物乱用等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。

(特約事項)

- 1 明け渡し時、借主負担にて入居時の状態に原状回復し、清掃してから明け渡す事。付随する設備のメンテナンス・清掃等は借主負担とする。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和×年×月×日

賃貸人・甲

住所
氏名
電話番号

[Redacted signature and address information for the landlord]



賃借人・乙

住所
氏名
電話番号

深谷市長在家14
小川真一郎

[Redacted phone number for the tenant]



連帯保証人・丙

住所
氏名
電話番号



仲介業者

所在地
商号
代表者
免許番号
取引主任士

大里郡寄居町大字桜沢27番地4
サンライト不動産
柴崎修
埼玉県知事(4)第200

[Redacted license and agent information for the real estate agent]

整理番号			28
------	--	--	----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
----------------------------------	--

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>4</td> <td>年</td> <td>10</td> <td>月</td> <td>27</td> <td>日</td> </tr> </table>	4	年	10	月	27	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>64</td> <td>130</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円		64	130
4	年	10	月	27	日										
百万	千	円													
	64	130													

使途	賃料・保証料 令和4年11月分 $82,130 - 18,000$ (保険料・自己負担分) $= 64,130$
----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団
口座名義人 石川 駿司

賃料・共益費 63,500円
保証料 630円

別紙明細

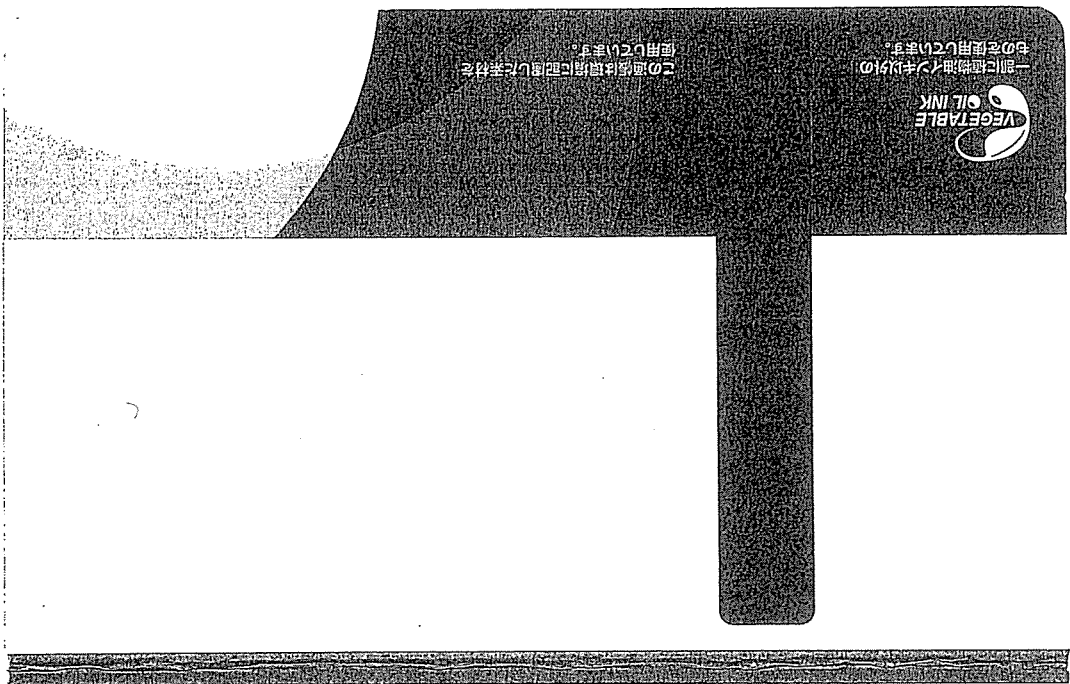
04.10.27 エポスカード 82,130

系私先 住友林業レシテランシヤル 株式会社

(振込手数料)

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

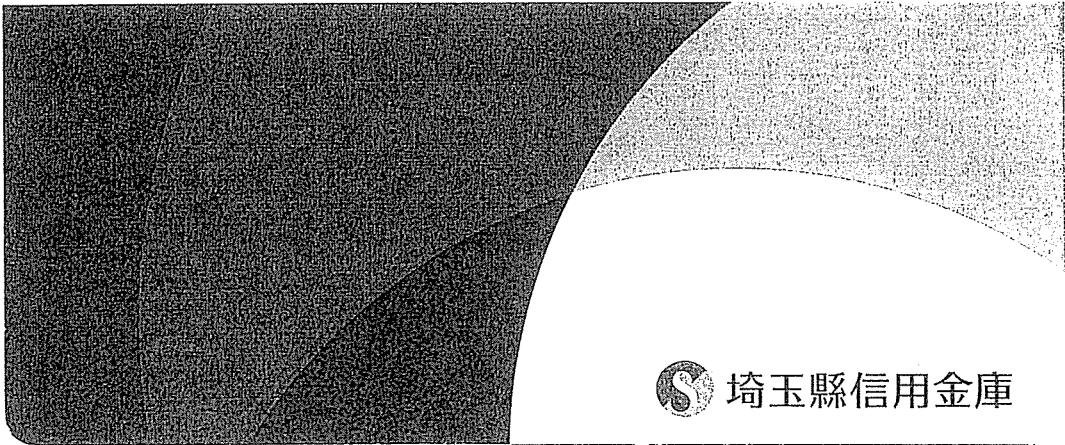



店番 口座番号



石川 誠司 様

総合口座通帳



 埼玉縣信用金庫

貸室貸借更新契約書

【旧賃借人用】

2012008901-00506

賃貸人を甲、賃借人を乙、旧賃借人を丁として、甲乙丁は本紙条項及び添付書類を承諾のうえ本賃貸借更新契約書を締結する。

この契約の締結の証として契約書3通を作成し、当事者署名捺印のうえ、甲乙丁が各自1通保管する。



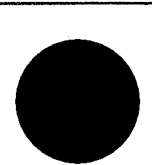


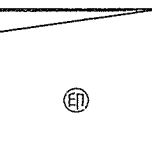

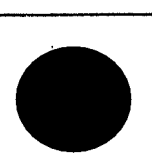

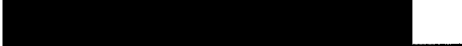
■ 賃貸借の目的物件

名称	サンクヴェール	地上	5階	506	号室
所在地	埼玉県蓮田市本町6-7				
構造	鉄骨	間取	1K	面積	25.50 m ²

■ 契約条件

契約時支払済	項目	ヶ月	金額	月額費用	項目	金額
	鍵交換				¥24,840	賃料
預り金_クリーニング代			¥32,400	共益費	¥5,500	
契約期間	2021年07月21日 から 2023年07月20日 まで					
付帯契約						
更新料	新賃料の1ヶ月分			更新事務手数料	なし	
家賃振込口座	ご契約をされた保証会社の指定する方法にてお支払ください。					

契約締結日 2021年 7月 7日

賃貸人(甲)	氏名	住友林業レジデンシャル株式会社 埼玉支店長 海老原 秀幸				
	住所	さいたま市大宮区桜木町1-11-9ニッセイ大宮桜木町ビルMF				
	電話番号	0486485981				
賃貸人代理 (甲の代理人)	氏名					
	住所					
	電話番号					
賃借人(乙)	氏名	石川 誠司				
	住所					
	電話番号					
連帯保証人 (丙)	氏名					
	住所					
	電話番号					
旧賃借人 (丁)	氏名					
	住所					
	電話番号					

貸室賃貸借更新契約書

【旧賃借人用】
2012008901-00506

賃貸人を甲、賃借人を乙、旧賃借人を丁として、甲乙丁は本紙条項及び添付書類を承諾のうえ本賃貸借更新契約書を締結する。
この契約の締結の証として契約書3通を作成し、当事者署名捺印のうえ、甲乙丁が各自1通保管する。

■ 賃貸借の目的物件

名称	サンクヴェール	地上	5階	506	号室
所在地	埼玉県蓮田市本町6-7				
構造	鉄骨	間取	1K	面積	25.50 m ²

■ 契約条件

項目	ヶ月	金額	項目	金額
預り金_クリーニング代		¥32,400	共益費	¥5,500
契約期間	2021年07月21日 から 2023年07月20日 まで			
付帯契約				
更新料	新賃料の1ヶ月分		更新事務手数料	なし
家賃振込口座	ご契約をされた保証会社の指定する方法にてお支払ください。			

契約締結日 2021年 7月 7日

賃貸人(甲)	氏名	住友林業レジデンシャル株式会社 埼玉支店長 海老原 秀幸	●
	住所	さいたま市大宮区桜木町1-11-9ニッセイ大宮桜木町ビル1F	
	電話番号	0486485981	
賃貸人代理 (甲の代理人)	氏名		Ⓜ
	住所		
	電話番号		
賃借人(乙)	氏名	石川 誠司	●
	住所		
	電話番号		
連帯保証人 (丙)	氏名		Ⓜ
	住所		
	電話番号		
旧賃借人 (丁)	氏名		●
	住所		
	電話番号		

整理番号			85
------	--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	4年 10月 29日	支出額	百万 千 円 162594
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所賃借料 (10月分) (11月分) (12月分)		

領収書等貼付欄	政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $60,220 \times 3/4 \times 0.9 = 162,594$
----------------	---

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	お取引店番	機番
04-10-27 0411	18	
お取引種別	お引出し	
カード番号(口座番号)	取引店番	
****	0025	
お取引金額	カード発行銀行	同支店番号
¥60,000	0129	
残高		
お取引時刻	説明コード	カード入金取引番号
09:46		
ご案内	ご利用手数料	¥220
お受取人		

ご依頼人
イツカトシヒコ様
0495212542

1万円	5千円	2千円	千円	5百円
100円	50円	10円	5円	1円

足利銀行 ●このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	お取引店番	機番
04-11-29 0400	04	
お取引種別	お引出し	
カード番号(口座番号)	取引店番	
****239		
お取引金額	カード発行銀行	同支店番号
¥60,000	0129	
残高		
お取引時刻	説明コード	カード入金取引番号
17:02		
ご案内	ご利用手数料	¥220
お受取人		

ご依頼人
イツカトシヒコ様
0495212542

1万円	5千円	2千円	千円	5百円
100円	50円	10円	5円	1円

足利銀行 ●このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

(「ただ記載すること、

に記載)。

事業用建物賃貸借契約書（更新）

貸主 XXXXXXXXXX（以下「甲」という。）と借主 飯塚 俊彦（以下「乙」という。）と
 連帯保証人 XXXXXXXXXX（以下「丙」という。）とは、事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

※以下の□欄に×印をつけた記載内容が本契約に該当する内容です。×印のない□欄または抹消された部分は本契約に関係のないことを示します。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	小島南事務所			
	所 在 地	(登記簿) 本庄市小島南二丁目 1976 番地 7	家 屋 号	1976 番 7	
		(住居表示) 本庄市小島南二丁目 4 番 24 号			
	種 類	事務所			
	構 造	コンクリートブロック造 陸屋根 平家建			
	面 積	専 有	59.62m ² (約 51.4 坪)	その他使用可能な面積	敷地面積 約 280 m ²
物件の所有者		(住 所) XXXXXXXXXX	(氏 名) XXXXXXXXXX		
(2) 賃借条件	使 用 目 的	<input checked="" type="checkbox"/> 店舗 (その種類:) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	賃 料	(月額) 60,000円 (税込) (消費税)	管 理 費	(月額) 円 (消費税) 円込	
	敷 金	(賃料の ヶ月分) 円	共 益 費	(月額) 円 (消費税) 円込	
	保 証 金	円 (3.3m ² 当たり) 円	看板使用料等 雑 費	(月額) 円 (消費税) 円込	
	敷金・保証金の返還時期	本物件明渡し後 日以内	更 新 料	新賃料の1ヶ月分	
	保 証 金 の 償 却	<input type="checkbox"/> 建物明渡し時に %	<input type="checkbox"/> 契約更新時毎に %		
		(金額) 円 (消費税) 円込	(金額) 円 (消費税) 円込		
	<input type="checkbox"/> その他				
	(償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)				
	礼 金	(賃料の ヶ月分) 円 (消費税) 円込	付 属 施 設 料	(月額) 円 (消費税) 円込	
	火災等保険料	実費			
	契 約 期 間	令和 3 年 4 月 11 日 から 令和 6 年 4 月 10 日迄の 3 年間			
借 主 の 解 約 権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から、3ヶ月の経過をもって発生する。				
賃料・管理・共益費 及び・雑費・付属 施設料の支払方法 並びに支払期限	持 参 払	持 参 先	(住所) (氏名)		
	振 込 先	XXXXXXXXXX 銀行 XXXXXX 支店	振込金額合計 (振込料は乙の負担とする。)		
	口座 No.	XXXXXXXXXX			
	(フリガナ)	XXXXXXXXXX			
	口座名義人	XXXXXXXXXX	金 60,000円		
翌月分を毎月末日迄に前払 (翌月前払)。 但し、振込の場合は、末日迄に入金を確認できるものとする。					

(3) その他	付 属 施 設					
	貸 与 す 鍵 一 覧	正面玄関	No.	個	No.	
		東側出入口	No.	個		
						合計 個
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成28年 4 月 吉日						

(特約事項)

1. 本契約を解除する場合は、3ヶ月前に甲に通知し、乙が設置した構築物・付属物を全て撤去し契約以前の状況に戻し明渡す。
2. 本契約を更新する場合は、更新料は新家賃の1ヶ月分とする。更新事務手数料は賃料の0.5ヶ月とする。

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

令和 3年 8月 10日

	賃 主 ・ 甲		借 主 ・ 乙	
(フリガナ) 住 所 電 話 番 号	〒 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]		〒 〒367-0062 埼玉県本庄市小島南2-4-7 TEL/FAX 0495-21-2542	
(フリガナ) 氏 名	[REDACTED] 印		飯塚 俊彦 印	
(フリガナ) 連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名) 印 (電話番号)		〒 (住所) (氏名) 印 (電話番号)	
媒 介 業 者			媒 介 業 者	
免 許 番 号	埼玉県知事免許 (11) 第8961号		免 許 番 号	
所 在 地	本庄市銀座二丁目10番9号		所 在 地	
商 号	有限会社 鈴木不動産 印		商 号	
代 表 者	代表取締役 鈴木 純 印		代 表 者	印
電 話	0495-21-1155		電 話	
F A X	0495-22-6304		F A X	
宅地建物取引士 (自署押印)			宅地建物取引士 (自署押印)	
登 録 番 号	(埼玉県) 第 [REDACTED] 号 印		登 録 番 号	() 第 号
氏 名	[REDACTED]		氏 名	印

整理番号 99

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 <small>(該当する経費の番号を○で囲む)</small></p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	 4 年 10 月 27 日	支出額	百万 千 円 6 1 2 0 0
使途	事務所・駐車場賃借料 令和4年11月分 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $68,000 \times 0.9 = 61,200$		
領収書等貼付欄		逢澤 圭一郎	埼玉県議会自由民主党議員団

摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
04-10-27 家賃	*68,000	家賃等	*

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

支出元 4.10.27 タイムハウジー

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

更新契約書 (住宅)

賃貸人 [] と 賃借人 逢澤 圭一郎 は、

以下の表示物件に関する住宅賃貸借契約(令和 元 年 06 月 01 日を始期とする住宅賃貸借契約がその後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます)の契約更新について、以下のとおり合意します。

<物件の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5	種類 マンション
名称 加藤コーポラス	部屋番号 0101
構造 鉄筋コンクリート 造 陸屋根	間取り 3DK
地上 4階 地下 階建	専有面積 52.66㎡

第1条 (賃貸借期間及び更新料・更新事務手数料) 更新後の賃貸借契約期間は令和 03年 06月 01日から令和 05年 05月 31日までの 2年 0ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に、支払うことを承諾します。

更新料	59,000円 (更新後の家賃の1.00ヶ月分)	更新事務手数料	円 (消費税別途)
-----	--------------------------	---------	-----------

第2条 (月払金) 月払金は以下のとおりとします。

	家賃	共益費				月額合計
月払金	59,000円	3,500円	円	円	円	62,500円

第3条 (敷金) 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。

なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000円	円	円	59,000円

第4条 (その他) 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2021 年 6 月 / 日

賃貸人 住所 []

氏名 []

賃借人 住所 []

氏名 逢澤 圭一郎

自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []

勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 []

氏名 [] 続柄 []

自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []

勤務先名称 [] 勤務先電話番号 []

<更新時現在の入居者の表示>

氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名	連絡先電話番号
逢澤 圭一郎	本人	昭和50年9月16日	男	埼玉県議会	[]

株式会社タイ []
川口営業所

住所 埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル
電話番号 048-498-6161

株式会社オリコフオレントインシュア

更新契約書（駐車場）

賃貸人 [] と 賃借人 逢澤 圭一郎 は、
以下に表示した駐車場に関する自動車駐車場一時使用契約（令和元年 06月 01日を始期とする自動車駐車場一時使用契約が、その後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます）の契約更新について、以下のとおり合意します。

<駐車場の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5
名称 加藤コーポラス 駐車区画 []

第1条（契約期間及び更新料・更新事務手数料） 更新後の契約期間は、令和03年 06月 01日から令和05年 05月 31日までの 2年0ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

更新料	5,000 円（更新後の駐車場使用料の税抜金額の 1.00ヶ月分、消費税別途）	更新事務手数料	円（消費税別途）
-----	---	---------	----------

第2条（月払金） 月払金は以下のとおりとします。

駐車場使用料	5,000円（消費税別途）
--------	---------------

第3条（敷金） 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額（ある場合のみ記載）、③更新時における賃借人への追加交付金額（ある場合のみ記載）、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。

なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	5,000円	0円	0円	5,000円

第4条（その他） 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2024 年 6 月 / 日

賃貸人 住所 []

氏名 []

賃借人 住所 []

氏名 逢澤 圭一郎

自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []

勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先>

住所 []

氏名 [] 続柄 []

自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []

勤務先名称 [] 勤務先電話番号 []

<本件自動車>

車種	軽自動車	小型自動車	普通自動車
登録番号	[]	メーカー名	ホンダ
車名	ステップワゴン	色	白

<賃借住宅>

名称	加藤コーポラス	部屋番号	101
----	---------	------	-----

株式会社タイセイ
川口営業所 []

住所 埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル
電話番号 048-498-6161

株式会社オリコフォレントインシュア

整理番号

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<input type="text" value="4"/> 年 <input type="text" value="12"/> 月 <input type="text" value="28"/> 日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">70</td> <td style="text-align: center;">495</td> </tr> </table>	百万	千	円	2	70	495
百万	千	円							
2	70	495							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: large; font-family: cursive;">事務所賃貸料 30月分 (10/28・11/30・12/28)</p>	政務活動に使用する割合が9/10以上であるため
-----	--	-------------------------

領収書等貼付欄

$$(100,220 + 100,110 + 100,220) \times \frac{9}{10} = 270,495$$

(220円振込手数料) (110円振込手数料) (220円振込手数料)

横川 雅也

11			
12	04-10-28	送金	*100,220
10			
11			
12	04-11-30	送金	*100,000
13	04-11-30	手数料	*110
15	04-12-28	送金	*100,220
16			
17			

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事務所賃貸借契約書

賃貸人 (以下、「甲」という。) と賃借人 横川 雅也 (以下、「乙」という。) は、甲の所有する別紙目録記載の建物 (以下、「本件建物」という) の賃貸借に関し、次の通り契約する。

第1条 甲は、乙に対し、本件建物を次条以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。

2 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。

3 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条 契約期間は、令和3年8月1日から令和6年7月31日までの3年間とする。

第4条 賃料は月額10万円とし、毎月25日までにその翌月分を甲の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条 乙は、第4条の賃料の他に、電気・水道・ガス料金その他本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条 乙は、本契約締結と同時に、甲に対し、敷金として金20万円を預託しなければならない。

2 乙は、本件建物を明渡すまでの間、敷金を持って賃料その他の債務と相殺することはできない。

第8条 乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第9条 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。

2 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。

3 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第10条 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

①賃料の支払いを2か月以上怠ったとき

②第8条に違反したとき

③その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第11条 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。

2 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

第12条 乙は、乙の活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第13条 乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。

第14条

本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

70-4

振込口座

金融機関名： [REDACTED]

普通預金： [REDACTED]

口座名義人： [REDACTED]

以上、本契約成立の証として、本書を二通作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ一通を保管する。

令和3年 8月 1日

貸貸人(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

貸借人(乙) 住所 [REDACTED]

氏名 横川 雅也

70-5

別紙

本件事務所表示

所在	埼玉県東松山市箭弓町2-12-13
家屋番号	5582-2-2
構造	木造、亜鉛メッキ鋼板葺、平屋建
床面	83.01平方メートル

賃貸人

賃借人

横川 雅也

整理番号			7	7
------	--	--	---	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>4</td> <td>年</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>月</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td>8</td> <td></td> </tr> </table>	4	年	1	1	月	2	8	日			1	2		2	8		支出額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>9</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>百万</td> <td></td> <td>千</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			4	5	0	9	0	百万		千		円		
4	年	1	1	月	2	8	日																										
		1	2		2	8																											
		4	5	0	9	0																											
百万		千		円																													

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所 駐車場代	政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため $16,700 \times 0.9 = 15,030 \times 3$ 月
-----	----------	--

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

口座名義 松井 弘

04-10-28 .振替	*16,700	RKS(カヅミカイツ)
04-11-28 .振替	*16,700	RKS(カヅミカイツ)
04-12-28 .振替	*16,700	RKS(カヅミカイツ) 振込手数料

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

自動車保管場所(車庫)賃貸借契約書

名称	芳野本町駐車場		駐車位置		番	台数	1台
所在地							
賃料	金	16,500	円也	内消費税	1,500	円	更新料
敷金	金		円也	保証金		円	礼金
契約車	車種	社用車	色		登録番号		
契約期間	2020年11月12日		から	2022年11月11日		迄	
賃貸人			を甲とし、賃借人	松井弘政務活動事務所		を乙とする。	

甲と乙とは上記表示物件を下記の条項で賃貸借契約を締結する。

- 第1条 賃料の支払は、毎月28日に翌月分を自動振替(集金代行)とし、その振替手数料一口座につき200円は乙の負担とする。尚、甲は支払いの請求書及び領収証を発行しない。賃貸借期間が1ヶ月に満たない場合は、当月の日数で日割り計算とする。
賃料の集金業務については、かつみ開発株式会社(かつみ不動産グループ会社)にて行うものとする。
- 第2条 更新時については、甲乙協議の上、契約の更新をすることができる。更新時の更新料は乙負担とする。乙は更新事務手数料として、更新時に新賃料の1ヶ月分(税別)を甲の委任した業者に支払うものとする。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産株式会社とする。
本契約の更新の手続きは、総てかつみ不動産株式会社を窓口とし、期間満了1ヶ月前迄に行うものとする。
又、賃料の増額の必要が生じた時は、甲乙協議の上、増額する事ができる。
- 第3条 乙が次の場合の一つに該当した時は、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。
一、賃料の支払いを1ヶ月以上遅滞した時。
二、賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
三、本契約書第2条に定める更新手続きをしなかった時。
四、本契約書第12条に定める管理規則に違反した時。
五、本契約書の記載事項に虚偽の事実が発覚した時。
六、その他本契約に違反した時。
尚、上記の事由により本契約が解除された場合には乙は解除された当月分の賃料は支払うものとする。
- 第4条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所(車庫)又はその施設及び保管場所(車庫)の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかにその損害を賠償するものとする。
- 第5条 甲は、保管場所(車庫)に在る乙の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとする。
- 第6条 甲乙は壹ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができるものとする。但し乙は予告に代え壹ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って即時に解約することができるものとする。
乙が解約する場合は解約届に記名押印の上、甲又は甲の指定する者に届出するものとする。
尚、契約期間満了において解約する場合も、契約期間満了日の壹ヶ月前までに届出すること。
退車後も届出がない場合には賃料は支払う事とする。
又、部屋に付随している駐車場は、部屋を解約と同時に契約は終了となる。
- 第7条 駐車台数は駐車位置番号一つに付契約車1台とする。又、契約車は乗用車に限るものとする。
尚、乙が契約車を変更した場合甲に申し出て許可をもらい自動車の登録番号・車種及び色を連絡することとする。
- 第8条 乙は甲より駐車位置の変更を求められた場合にはこれに従うものとする。
- 第9条 本契約に基づく賃料、その他諸費用については、乙は施行されている税法に基づき消費税等を加算して甲に支払うものとする。尚、税法が改訂された場合には、改訂された月の賃料より適用する。
- 第10条 乙は礼金を本契約締結と同時に甲に支払う。
- 第11条 乙は 敷金 を本契約締結と同時に甲へ支払う。又、敷金 に利息をつけない。
敷金 返金については本契約が終了した時に返還するが、延滞賃料又は第4条による損害賠償金がある場合はこれを差し引いてその残額を返還する。
- 第12条 本契約に基づく返金分についての振込手数料は乙負担とする。

第13条 (管理規則)

- 一、乙は保管場所(車庫)内に契約車両を適正に駐車させなければならない。
- 二、乙は保管場所(車庫)を転貸してはならない。
- 三、乙はいかなる理由を問わず保管場所(車庫)に仮設建物、バイク、自転車、物置、自動車用部品、或いは荷物等を置いてはならない。使用場所は常に清掃に気をつけて使用する事。(缶・ゴミ等を捨てない事)
- 四、乙は保管場所(車庫)において近所の迷惑となる行為をしてはならない。特に空ぶかし、アイドリング継続或いはクラクションを鳴らすことにより騒音をたててはならない。
- 五、乙は保管場所(車庫)に駐車していた車両が盗難、破損等の被害をうけない様、注意をしなければならない。
- 六、契約台数以上の駐車をしてはならない。
- 七、自動車検査切れの車両については駐車してはならない。

第14条 (反社会的勢力の排除)

- 一、甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員・準構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
 - (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させこの契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為又は、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。
- 二、乙は、本物件の使用に当たり、本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより付近の住民に不安を覚えさせる行為を行ってはならない。
- 三、甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本物件を解除することができる。
 - (1) 反社会的勢力の排除に関する各条項に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を所持する。

2020年 10月 22日

貸貸人 (甲) 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

賃借人 (乙) 住所 朝霞市本町3-4-17

氏名 松井弘政務活動事務所 TEL 048-483-4266

勤務先名 _____ TEL _____

勤務先住所 _____

緊急時連絡先 住所 [Redacted]

緊急時連絡先 氏名 松井弘 TEL [Redacted]

仲介者 朝霞市西原2丁目9番1号 TEL 048-473-0011
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己
 免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 13750 号
 登録番号 [Redacted]
 宅地建物取引士 [Redacted]

整理番号 136

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p>4年 10月 28日</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">他</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>21087</p> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	---	------------	--

<p>使 途</p>	<p style="font-size: large;">駐車場代 (R4. 10~12月分)</p>
------------	---

領収書等貼付欄

別紙

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

7.810 × 3月 × 9/10

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■支店	普通	■■■■■	効ハシ マサオ

入出金明細

照会範囲：2022年10月28日～2022年10月28日 照会件数：1件

2022年10月29日 15時00分22秒時点の情報です。

全件数：1件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2022年10月28日	7,810円		R K S (ダイワ フドウサ	■■■■■円

全件数：1件

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■支店	普通	■■■■	カシマサト

入出金明細

照会範囲：2022年11月28日～2022年11月28日 照会件数：5件

2022年11月30日 10時42分39秒時点の情報です。

全件数：5件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
■■■■				■■■■円
■■■■				■■■■円
■■■■				■■■■円
2022年11月28日	7,810円		RKS (ダイワ フドウサ)	■■■■円

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■支店	普通	■■■■	ゆん マサ

入出金明細

照会範囲：2022年12月28日～2022年12月28日 照会件数：1件

2023年01月06日 15時59分54秒時点の情報です。

全件数：1件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2022年12月28日	7,810円		RKS (ダイワ フドウサ)	■■■■円

全件数：1件

整理番号

108

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	4年 10月 29日 ほか
支出額	百万 千 336000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 140,000円×3ヶ月×80% = 336,000円)
使途	事務所賃料 (10・11・12 月分)
支出先	荻プランニング

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



貸店舗賃借契約書

貸主 (以下乙という) と 借主 立石 素広 (以下甲という) と 借主 立石 素広 (以下丙という) とは、下記条項に基づき店舗賃借契約を締結した。

第1条 【物件の表示】 甲はその所有する下記建物(以下本件建物という)の1部である下記表示部分を(以下賃借借物件という)を乙に賃借することを約し乙はこれを承諾した。

所在地 埼玉県川口市西川口6丁目4番13号
名称 第一ドリームハイツ
構造 鉄骨造 3階建 陸屋根
賃借面積 総面積 938.19㎡の内1階 101号
店舗面積 約50.48㎡(15.27坪)

第2条 【使用目的】 賃借人は、賃借借物件を(事務所)の目的にのみ使用し、その他の目的に使用してはならない。

第3条 【賃借借期間】 賃借借期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日迄の満3ヶ月間とする。

第4条 【賃借借期間中の解約】 賃借借期間中に本契約を解約しようとする場合には、賃借人は6ヶ月前、賃借人は3ヶ月前迄に相手方に対し書面によりその予告をしなければならない。但し、賃借人は、予告に代えて、3ヶ月分の賃借料相当額を支払い、即時解約することができる。

第5条 【賃料、共益費、及び賃料、共益費の改定】 賃借借の賃料は、月額金140,000円也(-----)、共益費は、月額金-----円(消費税込)とし賃借人は毎月末日までに翌月分を、賃借人若しくはその指定人に支払うか、或いはその指定口座に振り込むものとする。その場合、振込手数料は賃借人が負担するものとする。但し、1ヶ月に満たない賃料はその月の日数によって日割り計算とする。

2. 前項の賃料は、物価の変動、土地、建物に対する公租公課、その他経費の増加、近隣土地建物賃料の変動、その他経済事情の変動に基づき事情により、当該賃料が不当と認められるに至ったときは、賃借人及び賃借人の協議の上、これを改定することができる。

第6条

【付加使用料】

賃借人の賃借借物件使用に関連して生ずる賃借借物件内の冷暖房費、及び電気、ガス、水道料などの費用(付加使用料)は、一切賃借人の負担とする。

第7条

【禁止事項】

賃借人は次の行為をしてはならない。

- 1. 賃借権の譲渡(担保提供その他これに準ずる場合を含む)及び賃借物件の転貸(共同使用その他これに準ずる場合を含む)
2. 賃借物件の用途変更
3. 名義の如何を問わず事実上第三者の使用に供する事。
4. 爆発物、発火の恐れのある物等の危険物、不潔、悪臭、その他、他人の迷惑となる物品の持ち込み。

第8条

【原状変更】

賃借人が、賃借物件に造作、設備の新設、除去、変更、その他原状を変更しようとするときは、賃借人に対し、予めその設計図を呈示して、承諾書を得なければ着手できないものとし、それに要する費用は一切賃借人の負担とする。

第9条

【賃借人の代表者及び業種変更】

賃借人は、その代表者(取締役、支店長、その他名称の如何を問わず賃借借物件の使用責任者)に変更があったときや、営業種目業態を変更しようとするときは、速やかにその旨を賃借人に通知して、その承諾書を得なければならない。

第10条

【損害賠償】

賃借人又はその代理人、使用人、工事請負人、その他関係者の故意又は過失によって、賃借人又は他の賃借人若しくは第三者に損害を与えた場合は、賃借人が一切の賠償をしなければならない。

第11条

【免責事項】

地震、火災、水害等の災害、盗難その他賃借人の責に帰することのできない事由によって賃借人が蒙った損害に対しては、賃借人は一切その責を負わないものとする。

第12条

【建物の管理】

賃借人又はその使用人は、建物保全、衛生、防火、防犯、防護その他建物の管理上必要あるときは、予め賃借人に通知した上で、賃借借物件に立ち入り、これを点検し、適宜の措置を講ずる事ができる。但し、非常の場合など、賃借人が予めこの旨を賃借人に通知できないときは、事後速やかに賃借人に報告するものとする。

2. 前項の場合、賃借人は賃借人の措置に対し協力しなければならない。

第13条

【借主の管理義務】

乙は本物件の善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。乙は、特に本物件の火災防止に留意するものとする。

第14条

【敷金】
本契約に基づき債務の履行を担保するため、賃借人は敷金として金230,000円也を本契約と同時に賃借人に預け入れるものとする。但し、賃借人はこれに対し利息を付さない。

2. 賃借人は賃借期間中は、敷金を以て賃料その他本契約に基づく債務の弁済に充当することができる。
3. 敷金は本契約が終了し、賃借人が賃借借物件を完全に明け渡し、且つ賃借人に対する一切の債務を賃借人が完済した3ヶ月後、若しくは賃借人が新たに賃貸して、保証金、又は敷金等の預託を受けたときの何れか早い時点で、賃借人に対して返還するものとする。
4. 賃借人は敷金に関する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保の用に供してはならない。

第15条

【賃貸借契約の消滅】
天災地変その他不可抗力により、建物の全部又は一部が滅失若しくは破損して、賃貸借物件の使用が不可能になった場合は、本契約は当然終了するものとする。

2. 前項の場合、賃借人は未返還の敷金を賃借人に返還する。

第16条

【貸主の解除権】
賃借人が次の場合の何れか1つに該当するときは賃借人は何らの催告無しに、本契約を解除する事ができるものとし、この場合賃借人が損害を蒙ったときは、賃借人に対してその損害の賠償を請求する事ができる。

1. 賃料その他債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 賃貸借物件を無断で第2条の目的以外に使用したとき。
3. 第7条の規定に違反したとき。
4. 他の賃借人の占有使用に著しい妨害を与えたとき。
5. 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の1つに違反したとき。
6. 仮差押、仮処分、強制執行、破産、会社整理、会社更正、解散若しくは死亡、禁治産の宣告などがあつたとき。
7. 著しく信用を失墜する事実があつたとき。
8. 賃借人又はその使用人の故意又は過失により、賃貸借物件を著しく棄損し、又は賃貸借物件内で火災を発生せしめたとき。

第17条

【看板その他】
本物件建物外部に取り付けられる看板、並びに1階入口共用付近の造作、置き看板などは、建物の品位を保ち、且つ全賃借人の公平を図るため、賃借人の指定する場所以外に掲示することができない。又指定の場所といえども、その工事に要する費用は賃借人の負担とする。

第18条

【設備などの負担】
賃借人の営業種目、業態により、消防法並びに、その他の法の定めにより生ずる設備などは、全て賃借人の負担とする。

第19条

【造作買取請求権等】
賃借人は、賃貸借物件の明け渡しに際し、その事由各目の如何にかかわらず、諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、立退料、権利金など、一切の請求はもろろん、賃貸借物件に自己の費用を以て施設した諸造作、設備などの買い取りを賃借人に請求することができない。

第20条

【原状回復義務等】
本契約終了と同時に賃借人は賃貸借物件内に設置した造作、その他の設備及び賃借人所有の物件を自己の費用を以て取去し、原状に復してこれを賃借人に明渡すものとする。この場合において、賃借人が速やかに原状回復の処置を執らなかつたときは、賃借人は賃借人の費用負担において原状回復の処置を執ることができ、賃借人はこれに対し、一切異議を申し立てないものとする。但し、原状回復の程度に就いては賃借人が決定できるものとし、肉装部等が残った場合も、賃借人は賃借人に対し、一切の買い取り請求はできないものとする。

第21条

2. 本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を明渡した後に、賃貸借物件内に残置した賃借人の所有物があるときは、賃借人は任意にこれを処分することができる。

第22条

【契約の更新】
本契約の更新は、本契約期間満了の6ヶ月前（賃借人）、3ヶ月前（賃借人）迄に双方から解約の申し出が無い限り、賃借人及び賃借人協議の上、期間満了の1ヶ月前までに契約更新を完了させるものとする。その際、賃料及び共益費の改定は賃借人、賃借人双方協議の上、決定するものとする。

第23条

【協議事項】
本契約に定めのない事項、並びに契約条項の解釈に疑義が生じたときは、賃借人及び賃借人は誠意をもって協議し、その解決に当たるものとする。

第24条

【連帯保証人】
連帯保証人は本契約に基づき、賃借人の負担する一切の債務履行に関し、賃借人と連帯してその責に任ずるものとする。但し、連帯保証人がその責に任ぜざるに至つたときは、賃借人は賃借人に対して連帯保証人に変更、又は追加を求めることができる。

第25条

【付保険】
賃借人及び賃借人は、火災等の災害に備え、各自所有物件についてその負担において損害保険に加入するものとする。

【合意管轄】

本契約に関する紛争については、浦和地方法裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第26条

【強制執行】
乙は本契約上の金銭債務の履行を成さないときは、強制執行に付する事を認める。

第27条

【修繕及び費用負担】
本契約に関する修繕及び経費については次により各自負担とする。
(甲)の負担するもの
1. 賃貸借物件内を含む本件建物の主要構造部分の維持管理の為の修繕費用。
2. 本件土地建物に対する公租公課
3. 本件建物に関する火災保険料。

(乙)の負担するもの)

1. 賃貸借物件内に乙が設置した設備機器の修繕及び主要構造部分以外の修繕費用
2. 乙が設置した設備機器、什器備品などの保険料
3. 賃貸借物件内の空調、電気工事及び内外装工事、看板工事一式の費用

第28条

【遅延損害金】
乙は本契約上、第5条の家賃、共益費等を支払期日までに全部、又は一部を支払わなかった時は、延滞した家賃等の額に対し支払期日の翌日から支払日までの日数に及び、年(365日当たり)14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞損害金を甲に支払わなければならない。

第29条

【特約条項】
1. 本物件建物外壁に看板等を取り付けける場合、甲の承諾を得る事とし、乙はその他の賃借人に迷惑をかける事のない取り付けをする事。
2. ダクト関係の排気は甲の承諾を得た場所に設置する事。
3. 賃料の振込先
[Redacted]
4. 更新契約の際に、乙は更新料として新築費の1.5ヶ月分を甲に支払う事とする。
5. 当マンション敷地内にて駐車場使用料を賃料に含むものとする。

上記各条項承諾の上、確實に履行する事を誓約し、各自署名捺印して、店舗賃貸借契約証書とする。後日のために、本証書を2通作成し、双方1通ずつ所有するものとする。

令和 〇〇年 〇月 〇日

(甲) 賃貸人

住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]

(乙) 賃借人

住所 [Redacted]
氏名 石原 裕花 印

TEL [Redacted]

(丙) 連帯保証人

住所 [Redacted]
氏名 [Redacted] 印
TEL [Redacted]

仲介業者

埼玉県知事(1)第 6079号
埼玉県川口市朝陽町四丁目6番2号
株式会社 大塚建設
代表取締役 大塚和彦
TEL 048-222-5611

宅地建物取引士

[Redacted] 登録番号

整理番号 1 4 7

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	4 年 10 月 30 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">16</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">200</td> </tr> </table>	百万	千	円		16	200
百万	千	円							
	16	200							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>乗鞍駐車場代(3区画分)</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">18,000 × 0.9 = 16,200</p>
----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

領 収 証 No. _____

小川 大 事務所様
2022年10月30日

★ 18,000 -

但 11月分

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



※領収書(④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。))。 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場賃貸借契約書

貸主 [] を甲、借主小川ただし事務所を乙として甲、乙は標記記載の土地(以下本件土地という。)について駐車場の賃貸借に関し、本日下記の通り合意したので賃貸借契約を締結する。

1. 標記

賃貸借方式	駐車場賃貸借		
土地の表示	所在地	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	地目 雑種地
	地番・地積	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	
賃料等	賃料	月額 1区画につき 6,000円	
	保証金		

第 1 条 甲は、標記記載の土地(以下本件土地という)を駐車場として賃貸し、乙はこれを賃する。

第 2 条 乙は、本件土地を乙、又は乙への来客のための駐車場の目的にのみ使用し、その他の利用に供してはならない。

第 3 条 賃料は、標記記載のものとし乙は甲に対し毎月末日に翌月分の賃料を甲の指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。

2 契約の始期、及び終期において1ヶ月に満たない端数の期間を生じた場合のその月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算による。

3 賃料の改定は契約日より1年を経過する毎に法令の制定改廃、経済情勢の変動、租税公課等の増加、付近の土地価格、又は土地の賃料の著しい変動、その他の事情により第1項に基づき決定した賃借料の増額が必要となった場合には甲、乙協議の上これを決定する。

[甲の支払い条件]

毎月末の日曜日に翌月の使用料を現金にて持参する

第 4 条 賃貸借期間は、契約日より1年間とする。但し、期間満了3ヶ月前までに当事者いずれかから書面による解約の意思表示をしないときは、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後期間満了になった場合も同様とする。

第 5 条 乙は、その責任において駐車場を管理し事由の如何を問わず事故(対人、対物を問わない)に基づく責任の一切を負担する。

第 6 条 甲、又は甲の使用人は、防犯、防火等、駐車場の管理保全のために必要のあるときはいつでも駐車場内に立ち入り必要な措置を講ずることができるものとする。

2 前項の場合に乙は、甲の措置に協力しなければならない。

第 7 条 乙は、次の各号に掲げる行為をすることができない。

1 本件土地の賃借権を第三者に譲渡、又は転貸すること。

2 本件土地に建物を建築すること、その他本件土地の現状に変更を加えること。

第 8 条 甲は、乙が本契約の各条項に違反したときは、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。

第 9 条 本契約が終了したときは、乙は直ちに自動車を移動し、かつ残留物を収去し、本件土地を原状に復して甲に返還するものとし、乙は甲に対し契約の翌日から原状回復の完了に至るまで返還が遅れた場合は当時の賃料の 3 倍に相当する損害金を支払う。尚、甲は乙の残留物の処分をすることができる。

第 10 条 甲は、本件土地の公租公課を負担し、本件土地を使用するために必要な諸手続費用、農地転用・地目変更の土地造成費用、その他土地開発にかかる費用、維持管理に伴う費用は乙の負担とするものとする。

第 11 条 本契約が解除された場合、乙は立退料その他の名目の如何を問わず金品の支払を一切甲に対して請求しない。

令和 4 年 7 月 15 日

以上のとおり、契約が成立したので本契約書 2 通を作成して、各々 1 通を所持する。

貸 主(甲)

借 主(乙) 小川直志事務所

埼玉県坂戸市八幡 1-1-2

整理番号		2	0	4
------	--	---	---	---


政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	4年 10月 30日 他										
支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>元</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>000</td> </tr> </table> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $360000 \times 9 = 324000$)	百万	千	百	十	元		3	2	4	000
百万	千	百	十	元							
	3	2	4	000							
使途	事務所乳賃 米名用駐車場 (11月~1月分)										
支出先	(有) ケイブランチング										

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団  印

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 高木 功介
	(自宅) TEL
	(勤務先) TEL (会社名・部署名)
	(携帯) TEL [REDACTED]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 [REDACTED]
	住所 [REDACTED]

管理業者	商号又は名称 有限会社ケイプランニング		
所在地	さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号 TEL 048-824-1423		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	00105 <small>※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載</small>		
管理担当者	氏名 [REDACTED]	(賃貸不動産経営管理士:登録番号 [REDACTED])	<small>※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載</small>

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名 [REDACTED]
		住所 [REDACTED]
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社名
		主たる事務所所在地

頭書(8) 更新に関する事項

更新料は新賃料の1ヶ月分、更新手数料は新賃料の1/4ヶ月分(税別)を支払うこと

頭書(9) 特約事項

<ol style="list-style-type: none"> 本契約書第3条に基づく賃料等の支払いにおける振込手数料は借主負担とする 頭書(4)に記載する家財等保険料は2年間に一度支払うものとする 本契約を解約する場合は、甲においては6ヶ月前、乙においては3ヶ月前までに各々相手方に対し書面で通知し、この予告期間の完了をもって本契約は終了するものとする

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年 6月 18日


甲・貸主	氏名	██████████	TEL	██████████
	住所	████████████████████		
乙・借主	氏名	高木 功介	TEL	██████████
	住所	████████████████████		
連帯保証人	氏名	██████████ (別紙承諾書により認証)	TEL	██████████
	住所	████████████████████		

		A	B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号 048-824-1423	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称 代表者の氏名	有限会社ケイプランニング 小池 東司	商号又は名称 代表者の氏名	Ⓜ
	免許証番号	埼玉県 大臣 知事 (12) 第 7531 号	免許証番号	大臣 知事 () 第 号
	免許年月日	平成 30年 9月 26日	免許年月日	平成 年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	██████████	氏 名	Ⓜ
	登 録 番 号	██████████	登 録 番 号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	有限会社ケイプランニング さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号 048-824-1423	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	

※Ⓜは実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

ドムス菱屋賃貸借契約 一部変更契約書

賃貸人  (以下甲という) と賃借人 高木功介 (以下乙という) との間に、令和元年6月18日甲・乙間において取り交わした事業用賃貸借契約(事務所)(以下基本契約という)の一部変更に関し、下記の通り契約をする。

第1条 賃貸借契約書第1条の賃貸借契約期間を令和3年7月1日より令和5年6月30日迄の2年間に変更する。

第2条 前条により変更された部分以外は、すべて基本契約どおりとする。

第3条 この契約は、基本契約と不可分の関係にあるので、基本契約が終了した時はこの契約も当然にその効力を失う。

この契約書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和3年6月18日

甲 :




乙 : さいたま市浦和区常盤2-9-19-202

自由民主党政務調査事務所

代表 高木功介 

管理 : さいたま市浦和区常盤 6-16-14

(有) 
代表取締役 小池東司 

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地	さいたま市浦和区常盤2丁目2番5号
名称	さかえパーキング内 第 [] 号
車種及びナンバー	トヨタ プリウス
賃料	1ヶ月 金17,000円也
敷金	金17,000円也（無利息の約定）

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃借の期間は令和 元 年 9 月 16 日より令和 3 年 9 月 16 日迄向う2ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することできる。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲又は甲の指定人を持参して支払うか、甲指定の銀行口座に払い込むものとする。

第3条 乙が賃料の支払いを1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。

第4条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第5条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。

第6条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた下記記載の管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

(1) 駐車場内で粗暴な運転は行わないこと。

(2) ゴミ等は一切捨てないこと。

(3) 深夜・早朝等の出入りについては、近隣の迷惑となるような行為を一切行わないこと。

第7条 駐車場は常に清潔に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となすべき行為を一切なさざること。又屋根付等の工作物を作る事は出来ない。

第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等

第9条 が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害をあたえた時、乙は当該相手方に対し賠償するものとする。

第10条 (1) 甲の都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

(2) 乙の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第11条 第1条の賃借期間満了により本契約を更新した時、事務手数料として甲・乙は新賃料の1ヶ月分ずつを仲介業者に支払う事とする。

(特約条項) 1. 「賃料の振込先」

[Redacted]

2. 振込手数料は乙の負担とする。

この契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。
令和 元 年 8 月 3 / 日

貸主（甲） 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]

借主（乙） 住所 [Redacted] 氏名 高木功介

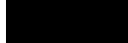
連帯保証人 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]

仲介業者兼管理者

さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号
有限会社 ケイプランニング
代表取締役 小池 東

TEL 048-824-1423

さかえパーキング賃貸借契約一部変更契約書

賃貸人  (以下甲という) と賃借人 高木功介 (以下乙という) との間で甲・乙間において取り交わしたNo.2 駐車場賃貸借契約 (以下基本契約という) の一部変更に関し、下記の通り契約を締結する。

第1条 基本契約書第1条の賃貸借期間を令和3年9月17日から令和5年9月16日までとする。

第2条 前条により変更された部分以外は、すべて基本契約どおりとする。

第3条 この契約は、基本契約と不可分の関係にあるので、基本契約が終了した時はこの契約も当然にその効力を失う。

この契約書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和3年9月16日

甲 :



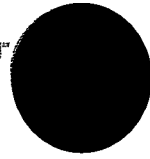
乙 :

さいたま市浦和区常盤 2-9-19

高木功介 

管理： さいたま市浦和区常盤6-16-14

(有) 

代表取締役 小池 東司 

71-2

駐車場（自動車保管場所）契約書 新規
【法人用】

所在地	〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2丁目5581-1		
名称	Ohana駐車場		第 [] 号
車種	軽自動車 その他	色	車番 []
賃料	月額 7,000 円（税込）× 3 台 ※更新事務手数料1ヶ月相当分×3台		
賃料等 支払方法	支払期日： 毎月 末 日 支払方法： 振込入金 にて支払う 振込先： []		
契約 期間	西暦 2021年9月1日 より 西暦 2023年8月31日 まで 満 2年間 （期間満了の場合甲乙協議の上更新することができる）		
車庫証明書等 の 発行手数料	1台.1か所.1回につき 3,300円（税込）		

上記に基づき賃貸人を甲、借借人を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 賃料の支払いは上記支払期日までに翌月分を甲の指定する方法で支払うものとする。尚、振込費用および振替費用は乙の負担とし、万一1か月なりとも滞納する場合は、甲は何等の催告を要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第2条 乙は無断で契約の車以外を置いてはならない。また、貸借権の譲渡ならびに転貸をしてはならない。なお、契約の車・賃貸人・緊急先の各記載内容に変更があった場合、乙は直ちにこれを甲に通知しなければならない。
- 第3条 乙は車両を、上記の契約の場所以外に置いてはならない。通路は十分空けて、他車の出入りを妨げないこと。
- 第4条 乙は駐車場を清潔に使用、管理し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持ち込み、定位の境界の侵害、その他近隣の迷惑となる行為を一切してはならない。
- 第5条 乙の車両につき、駐車場で他車による事故発生もしくは天災地変等による損害または火災、盗難、他車の侵害等が発生しても甲は乙に対し一切の責任を負わないものとする。
- 第6条 甲または甲の代理人は、駐車場の保全、防犯、防火、救護等に関し必要あるときは、随時車内に立ち入り、必要措置を講ずることができる。
- 第7条 乙またはその使用者、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場、その施設や駐車場の他の自動車等に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第8条 乙が本契約各条項のいずれかに違反したときは、甲は何等の催告も要せず本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第9条 本契約終了後2か月を経過しても、乙が車輛等の残置物を本駐車場内に存置させている場合は、乙は、これらの残置物の所有権を放棄したとみなされることに予め同意し、甲がこれらを処分しても異議を述べないものとする。なお、同処分費用は乙が負担するものとする。
- 第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する場合は1か月以上前に通告し、通告から解約日までが1か月未満の場合は1か月分の賃料を支払うものとする。契約終了と同時に乙は完全に駐車場を明け渡し、立退き料その他一切を請求しないものとする。
- 第11条 再契約時、乙は、新賃料の1か月分相当額を更新手数料として支払うものとする。
- 第12条 自動車保管場所使用承諾証明書は乙の申請に基づき甲が発行するものとし、その場合は所定の発行事務手数料を申し受けるものとする。
- 第13条 甲の所有するアパートの入居者で駐車場も賃借する場合、アパートの賃貸借契約が解約された際は同時に駐車場の契約も解約されるものとする。
- 第14条 取得したメールアドレスは、弊社キャンペーン情報等のメルマガ配信・お客様との連絡目的としてのみ使用する。

71-3

特約条項

*月極駐車場の解約手続きは、解約日(15日もしくは月末日)の1か月前までにお申し込みが必要です。
*弊社営業時間外の違法駐車の場合は最寄りの警察署へ連絡してください。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

西暦 2021 年 9 月 1 日

賃貸人(甲)住所 〒 [Redacted]

氏名 [Redacted]

代理人住所 〒355-0028

埼玉県東松山市箭弓町2丁目3番2号

株式会社 松堀不動産

氏名 代表取締役 堀越 宏一

賃借人(乙)住所 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

刀カナ

法人名/代表者名 横川雅也事務所 県政調査室

TEL TEL (0493)77-5050 FAX FAX (0493)77-1000

担当部署名

担当者名 [Redacted] 役職 事務員

メールアドレス [Redacted] @

緊急連絡先 住所 〒 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

刀カナ

氏名 横川雅也事務所 県政調査室 続柄

自宅TEL TEL (0493)77-5050 携帯TEL FAX (0493)77-1000

仲介会社 国土交通大臣免許(2)第8828号
埼玉県東松山市箭弓町2-2-12
株式会社 松堀不動産 東松山西口店
代表取締役 堀越 宏一
TEL 0493 (23) 6666

備考欄

契約物件名
/部屋番号

担当印



整理番号

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value="4"/> 年 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="0"/> 月 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="1"/> 日 11/30,12/28
支出額	百万 千 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 月額40,000円×3ヵ月×0.9=108,000円 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため)
使 途	事務所家賃(10～12月分)
支 出 先	<input type="text" value=""/>


上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



建物賃貸借契約書

賃貸人  (以下、甲という) と賃借人 岡地 優 (以下、乙という) とは次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

第1条(賃貸借物件) 甲は乙に次の物件を賃貸する。

建物の表示

所在地 埼玉県桶川市上日出谷42-73

構造 軽量鉄骨簡易プレハブ

床面積 18 m²

第2条(使用目的)

事務所の用途に供することとする。

第3条(賃貸借期間)

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間とし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれかの申し出がない場合は、1年間自動延長するものとし、その後も同様とする。

第4条(賃料)

賃料 1ヶ月 金40,000円


賃料は、毎月月末までに甲の指定する方法で支払うこととする。

第5条(その他)

本契約に定めのない事項または疑義が生じたときは、甲、乙協議の上解決するものとする。

以上のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自署名捺印の上、各1通を所持する。

令和2年3月31日

甲 住所 

氏名 

乙 住所 埼玉県桶川市坂田西2-12-20

氏名 岡地 優 

整理番号 149

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	4 年 10 月 31 日	支出額	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <td style="width: 10%;">百万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;"> </td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">40</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">000</td> </tr> </table>	百万	千	円		40	000
百万	千	円							
	40	000							
使 途	<p>事務所家賃 11月分</p> <p>政務活動に使用する割合が$\frac{8}{10}$以上であるため $50000 \times \frac{8}{10} = 40000$</p>								

※政務活動費を充当した金額を記載

領収書

No. 768

領収日 2022年10月31日

関根信明 様

金額 50,000 円

22年11月政務事務所家賃(光熱費込)

上記、正に領収いたしました。



内訳

税抜金額: 50,000円

消費税額等: 0円

795

〒331-0828
 埼玉県さいたま市北区日進町2-789
 みらい日進

日本ダイレクトメディア株式会社

請求書

関根信明 様

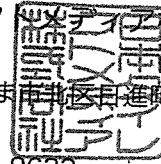
日付 : 2022年10月31日

請求書番号 : 768

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

小計	消費税	合計金額
46,297円	3,703円	50,000円

日本ダイレクトメディア株式会社
〒331-0823
埼玉県さいたま市北区日進町2-789
みらい日進
電話: 048-856-9633



振込期日	
振込先	



詳細	数量	単価	金額
2022年11月分 政務調査事務所家賃 (光熱費込)	1ヵ月	50,000	50,000

備考欄

重要事項説明書(建物賃貸借)

令和4年2月12日

小川 直志様

下記の不動産について宅地建物取引業法第35条の規定に基づき次の通り説明します。
この内容は重要ですから充分理解されるようお願い申し上げます。

免許番号	埼玉県知事(7)第15602号	説明をする宅地	登録番号	
免許年月	平成29年5月6日	建物取引士	氏名	
主たる事務所の所在地・商号・名称・代表者	埼玉県坂戸市八幡2-3-2 ファイブエース・株式会社 代表取締役 伊東 謙一 TEL049-288-1101	業務に従事する 所在地 商号・名称 取引態様	埼玉県坂戸市八幡2-3-2 ファイブエース・株式会社 TEL 049-288-1101	媒介 課税業者

1. 物件の表示等

所在地	埼玉県坂戸市八幡1-1-2
物件名称	八幡店舗
種類	店舗併用住宅
構造	木造
取付面積	63.10㎡
築年月	1998年2月
交通	東武東上線 坂戸駅 徒歩 13分
貸主	氏名: ██████████ 住所: ██████████
管理の委託先	ファイブエース・株式会社 埼玉県坂戸市八幡2-3-2 TEL049-288-1101

2. 登記簿に記載された事項

所有人名義人	氏名: ██████████ 住所: ██████████
甲区 所有権にかかるとする事項	無
乙区 所有権以外の権利に関する事項	有 抵当権

3. 設備状況等

水道	公営(メーター専用)	坂戸水道企業団	049-(283)1952
電気	東京電力(メーター専用)	東京電力	0120-995441
ガス	都市ガス(メーター専用)	坂戸ガス	0120-352-025
排水	公共下水	ガス	無
台所専用	冷房	暖房	無
トイレ専用	専用(水洗)	電話	設置(可)
浴室	無		
給湯	有(残置物扱い)		※店舗内の物は全て残置物

4. 法令に基づく制限の概要(無)・有:該当する法令名を○で囲むこと
- ①新住宅市街地開発法 ②新都市基盤整備法 ③流通業務市街地の整備に関する法律 ④農地法
 - 5. 当該建物が土砂災害警戒区域内か否か
土砂災害警戒区域外
 - 6. 当該建物が造成宅地防災区域内か否か
造成宅地防災区域外
 - 7. 当該建物が津波災害警戒区域内か否か
津波災害警戒区域外

- 8. アスベストの調査に関して(やっていません)
- 9. 耐震診断について
昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物(該当しない) 耐震診断の有無(無)
- 10. 契約の種類及び期間

種類	普通賃貸借
期間	令和4年2月12日から令和7年2月11日迄(3年間)
11. 賃貸条件	
賃料	月額 135,000円(税込)※管理費込み
共益費・管理費	
支払時期・方法	毎月 末日迄に翌月分を指定口座へ振り込み(振込口座は契約書記載)
礼金	賃料の2ヶ月分 270,000円
敷金	賃料の2ヶ月分 270,000円
更新に関する事項(有)	1. 協議の上3年毎に更新することができる 2. 更新手数料(有:新賃料の1ヶ月分+消費税) 3. 賃料改定方法(公租公課の増減・経済情勢の変動・近隣賃料との相違など)
敷金等の精算に関する事項(有)	1. 滞納賃料等、損害金と相殺する 2. 一定の範囲の原状回復費用として敷金が充当される予定(有) 3. 原状回復義務の範囲(故障や不具合の故障・借主の責任によって生じた汚れ・キズ・汚損・破損等)
用途制限	事務所
利用制限	ペット不可・楽器不可
12. 損害賠償額の予定等に関する事項	
①借主が故意又は過失により本物件に損害を与えた場合には、その程度に応じて借主に損害賠償を請求します	
②借主は本契約が解除(または終了)したにもかかわらず本物件を貸主に明け渡さなかったときは、解除(または終了)した日の翌日から明け渡し完了日まで、賃料の倍額に相当する修理損害金を支払わなければならない	

13. 契約の解除に関する事項

(1)借主は、貸主に對し3ヶ月前に解約を申し出るか又は3ヶ月分の賃料を支払って即時解約できます

(2)借主が賃料及び共益費等の支払を怠り貸主が相当な期間を定め催告したにもかかわらず支払がなされないとき、借主が使用目的以外に使用するなど禁止事項の行い、貸主及び近隣に迷惑をかけ、本契約の継続が困難であると認められる場合も、貸主は本契約を解除することができます。

14. 建物完成時の形状・構造等	該当しない
15. 支払金または預かり金の保全措置の概要	保全措置 設けない
16. 金銭貸借のあつせん	無
17. 供託所等に 関する説明	保証協会の名称・所在地 所屬地方事務所所在地 弁済業務保証金の供託所
	東京都千代田区紀尾井町3-30 埼玉県さいたま市西堀1-11-39 東京都千代田区大手町1-3-3

18. 備考

以上について宅地建物取引士から取引士証を提示の上重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。なお契約成立時には報酬額 135,000円を支払うことを承諾しました

令和4年2月12日

住所 ██████████ 氏名 小川 直志

整理番号			3	7
------	--	--	---	---

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費
	【経常的経費】 6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費
	9：資料購入・作成費 10：交通費

支出年月日 4年 10月 31日 及11月30日,令和5年1月4日	支出額 百万 千 円 2 9 0 4 0 ※政務活動費を充当した金額を記載
---	--

使 途 事務所セコム使用料 令和4年10,11,12月分 $36,300 \times 0.80 = 29,040$
--

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
----------------	---------------

セコム株式会社

10月分 12100 円 × 0.8 ≒ 9680 円
 11月分 12100 円 × 0.8 ≒ 9680 円
 12月分 12100 円 × 0.8 ≒ 9680 円
 円 × ≒ 円
 合計 29040 円

政務活動に使用する割合が8/10以上であるため按分した額とする

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

別紙明細

埼玉県議会 自由民主党議員団 木下博信

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 37 -

領収書貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

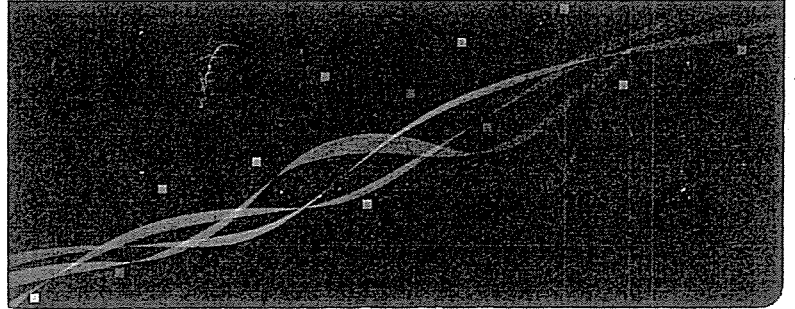
年	月	日	摘要	お支払金額	お預り金額	差

店番 XXXXXXXXXX 口座番号 XXXXXXXXXX

埼玉県議会 木下 博信 様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳



04-10-31	振替	*12,100	セコム.カ
----------	----	---------	-------

04-11-30	振替	*12,100	セコム.カ
----------	----	---------	-------

○他店支払いの小切手等で入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご相談ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 【項目名】お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見直し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

年	月	日	摘要	お支払金額	お預り金額	差

05-01-04	振替	*12,100	セコム.カ
----------	----	---------	-------

○他店支払いの小切手等で入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご相談ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 【項目名】お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見直し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

整理番号 83

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
---	---

支出年月日	4 年 10 月 31 日 11月30日 12月30日
支出額	$93093 \times 3ヶ月 = 279,279円$ $279,279 \times \frac{9}{10} = 25,1352円$ <div style="float: right; text-align: right;"> 百万 千 251352円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">(按分した場合の積算方法)</p>
使 途	<p style="font-size: large; font-family: cursive;">家賃・共益費・馬埦場料金(10月11月12月)</p>
支 出 先	<p style="font-size: large; font-family: cursive;">(有) 村田管理サービス</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

更新事業用建物 賃貸借契約書

ロイヤルコートムラタ

100号室

貸主 有限会社村田管理サービス 様

借主 埼玉県議会議員 荒木 裕介 様

建物更新賃貸借契約書

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	ロイヤルコートムラタ		
所在地(住居表示)	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-10		
構造・規模	鉄筋コンクリート造 7階建て		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	59.95 m ²	
余白			

(2) 使用目的

議員事務所として

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2022年3月19日 から	2 年 - 月間
終期	2024年3月18日 まで	
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。		

(4) 賃料等

賃料	月額 77,000 円	(内消費税等 7,000 円 ・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額 5,500 円	(内消費税等 500 円 ・ 税率 10 %)
保証金(敷金)	80,000 円	賃料の - ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	-	
駐車料	5,093 円 (内消費税当 463円 ・ 税率10%)	
電気・水道料	5,500 円 (内消費税当 500円 ・ 税率10%)	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月末日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名・支店名	口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名	有限会社村田管理サービス	電話	048 (861) 5234
	住所	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-20		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	-
	氏名	-

(6) 連帯保証の極度額

極度額	- 円
-----	-----

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/> 円
--------	---

借主は契約更新時に取引業者に対し書類作成料として新賃料の0.25ヶ月分(消費税別)を支払うこととする。

特約条項

借主は本物件の使用に際し、近隣の迷惑になるような騒音には十分留意しその使用をすること。また、迷惑になるようなことがあった場合は速やかに借主の責任において対処すること。本契約内容に記載のない事項については、当初の契約内容を遵守するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

2022年3月19日(共益費)

貸主 住所 〒338-0832 さいたま市桜区西塚2丁目2番20号
 有限会社 村田管理サービス
 氏名 代表取締役 村田 佳洋 電話番号 ()

借主 住所 さいたま市桜区西塚 2-2-10 100号室
 氏名 荒木 裕介 電話番号 048 (872) 1255

連帯保証人 住所
 氏名 電話番号 ()
 極度額 - 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 媒介 ・ 代理 取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 埼玉県知事 (5) 第 19084 号 免許証番号 第 号
 事務所所在地 埼玉県さいたま市中央区鈴谷5丁目 事務所所在地
 商号 株式会社 グッドステイ 号
 代表者等 益子 賢治 代表者等 (印)
 登録番号 (埼玉) 第 号 登録番号 第 号
 宅地建物取引士 宅地建物取引士 (印)

不動産賃貸契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主および借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」といいます。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」といいます。)を締結しました。

(使用目的)

第2条 借主は、頭書(2)に記載の使用目的で本物件を使用しなければなりません。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するとおりとします。

(賃料)

第4条 借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければなりません。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。

3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
- 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

19 日 (共益費)

第5条 借主は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下この条において「維持管理費」といいます。)に充てるため、共益費を貸主に支払うものとします。

2 前項の共益費は、頭書(4)の記載に従い、支払わなければなりません。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日割計算とします。

4 貸主および借主は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができます。

55 (保証金または敷金)

第6条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金または敷金(以下「保証金等」といいます。)を貸主に預託するものとします。

2 貸主は保証金等に対して利息を付さないものとします。

3 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金等をその債務の弁済に充てることができます。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、保証金等をもって当該債務の弁済に充ててことを請求することができません。

4 前項により、貸主が保証金等を借主の債務の弁済に充当したときは、借主は保証金等不足額を遅滞なく貸主に預託するものとします。

5 借主は、保証金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。

6 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、保証金等の全額を借主に返還します。ただし、本物件の明渡し時に、頭書(4)に記載する保証金償却または敷引、賃料・共益費等の滞納、第28条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を保証金等から差し引いた額を明示し、遅滞なく返還するものとします。

(契約の更新)

第7条 貸主および借主は、協議の上、本契約を更新することができます。ただし、貸主は、借主に対して契約期間満了の6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して契約期間満了前における頭書(3)記載の解約申入れ期間前までに、本契約を更新しない旨または本契約の条件を変更する旨の通知等、特別の意思表示をした場合は、この限りではありません。

(更新料)

第8条 借主は、貸主に対し、前条の更新の際、頭書(7)の更新料額の定めがあるときは、頭書(7)の更新料を支払うものとします。

(借主の負担すべき費用)

第9条 次の各号に掲げる費用については、借主の負担とします。

- 一 本物件内の水道光熱費
- 二 借主が貸主の承諾を得て本物件内に設置した内装・諸造作・設備・機器等の維持費・管理費
- 三 本物件(借主の諸造作・設備・機器等を含みます。)の清掃、手入れの費用
- 四 その他頭書および特約条項に記載した費用

(消費税等)

第10条 借主は、貸主に対し、賃料・共益費その他本契約に基づき借主が貸主に支払うべきもの(以下「賃料等」といいます。)で、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されるものについては、当該支払額に法定の消費税等を加算して支払うものとします。ただし、本契約の存続期間中に消費税率が変更された場合、変更後の消費税率に従った賃料等を支払うものとします。

(債務遅延損害金)

(内部

第1

第11条 借主が貸主に対し、賃料その他の本契約から生ずる金銭債務の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。ただし、借主は当該損害金の支払により貸主の契約解除権の行使を免れるものではありません。

(反社会的勢力の排除)

第12条 貸主、借主および連帯保証人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
- 二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(修

第1

2 借主は、貸主の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはなりません。

(禁止または制限される行為)

第13条 借主は、本物件を頭書(2)に記載の使用目的以外の目的で使用してはなりません。

2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡(担保の提供、経営の委任、営業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為による

借主の変更を含みます。)し、または転貸(共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含みます。)してはなりません。

- 3 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはなりません。
- 4 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはなりません。
 - 一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 二 本物件に反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者を居住・利用させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
 - 三 本物件を、危険薬物の販売等の用に供すること
 - 四 本物件を、特殊詐欺の用に供すること
 - 五 本物件を、性風俗関連特殊営業の用に供すること
 - 六 衛生上有害となる行為を行うこと
 - 七 法令に違反し、または公序良俗に反する行為、および風紀を乱す行為を行うこと
 - 八 本物件内で居住または宿泊を行うこと
 - 九 本物件内に危険物を持ち込むこと
 - 十 本物件内で動物を飼育(一時預かりも含みます。)すること
 - 十一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
 - 十二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
 - 十三 他のテナント・居住者・利用者・近隣等に迷惑をかける行為を行うこと

(内部造作および設備の新設等)

第14条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ書面により貸主の承諾を得ることとします。

- 一 本物件内の間仕切り・建具および造作の新設または変更
 - 二 照明灯の増設・移転、通信回線の引込み架設、給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増設・移転・変更等
 - 三 金庫その他重量物の搬入据付
 - 四 看板および広告設備の設置
 - 五 その他前記第一号ないし第四号の行為に関連する一切の工事
- 2 借主は、前項の工事を行う場合には、貸主の指定もしくは承認する工事業者により、貸主の指示・監督に従い施工するものとし、その工事に要する費用は借主の負担とします。
 - 3 借主は、前項の工事を、契約期間内に実施するものとします。
 - 4 借主の費用により新設・付加した諸造作・設備等に賦課される公租公課は、宛名・名義の如何にかかわらず借主の負担とします。

(修繕)

第15条 貸主は、建物の躯体および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行います。

- 2 前項の修繕を実施する場合、貸主は借主にその旨を通知するものとし、借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者は、貸主または貸主の指定する工事業者等の指示がある場合は、それを遵守するものとします。なお、借主は貸主に対し、当該修繕等の工事の実施によって被る損害の賠償を請求することはできないものとします。
- 3 借主は、本物件内に修繕を要する箇所を発見した場合には、貸主に速やかに通知しなければなりません。

- 4 借主の故意または過失にもとづく事由による修繕については、借主がその費用を負担するものとします。なお、借主は自己負担の修繕の場合であっても、修繕工事は貸主の指定業者が行うものとし、修繕工事の着手前に修繕費用を貸主に支払うものとします。

(損害賠償責任)

第16条 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者の故意または過失により、貸主または他の賃借人等の第三者に損害を与えた場合は、借主はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとします。

- 2 前項の者の行為による損害について、貸主が利益を失った場合および貸主の名誉・信用が害された場合においても、前項の定めと同様とします。

(善管注意義務)

第17条 借主は本物件および共用部を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

(管理規約等の遵守)

第18条 借主は、本物件に係る管理規約・使用細則等を遵守するとともに、貸主が本物件の管理上必要な事項で借主に通知した事項について遵守し、他のテナント・居住者・利用者・近隣等の迷惑になるような行為をしないものとします。

(保険の加入)

第19条 借主は、本契約存続中、借主の負担により、貸主が指定した保険金額の借家人賠償責任特約付テナント総合保険等に加入し、その保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

- 2 借主は、本契約が存続している限り、前項の保険を必ず更新しなければならないものとし、更新後遅滞なく保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

(通知義務)

第20条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を速やかに貸主に書面により通知しなければなりません。

- 一 借主が個人の場合、住所・氏名・屋号・連絡先・その他身分上の事項の変更
- 二 借主が法人の場合、住所・商号・代表者・連絡先・その他商業登記事項上の記載事項の変更
- 三 連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更
- 四 借主が本物件を長期間(1ヶ月以上)不在にする場合の行先・期間・緊急連絡先
- 五 第22条第2項第七号ないし第九号に規定する事項があった場合

(一)
第2

(免責)

第21条 地震・火災・水害等の天災地変、あるいは貸主が建物所有者および賃貸人として建物維持管理上通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気・ガス・水道その他建物の設備に起因もしくは関連して借主に損害が生じた場合、または盗難、示威運動、労働争議等により借主に損害が生じた場合、貸主はその責を負いません。

(契約の解除)

第22条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。

(期)
第2

- 一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
- 二 第5条第1項に規定する共益費支払義務
- 三 第8条に規定する借主の更新料支払義務

四 第9条各号に規定する借主の費用負担義務

五 第15条第4項に規定する借主の修繕費用負担義務

六 第30条第6項に規定する連帯保証人を変更する義務

2 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該事象の解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されずに、当該事象により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。

一 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に反した場合

二 第13条第4項第六号ないし第十三号に定める行為を行った場合

三 借主に貸主の信用を著しく失墜させる行為があったとき

四 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者に、共同利用および共同生活を乱す行為があったとき

五 本契約または本契約に付帯して締結される契約、覚書もしくは一棟の建物または本物件についての管理規約・使用規則等の遵守義務に反した場合

六 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があったとき

七 借主に対して銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき

八 借主に対して破産・民事再生・会社更生・清算手続き等の申立があったとき

九 主務官庁等から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき

十 その他本契約の各条項に違反したとき

3 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当し、信頼関係の破壊が認められる場合には、何らの催告も要せず、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。

一 第12条第1項に規定する確約に反した場合

二 第12条第2項の規定に反した場合

三 第13条第2項、第3項、および第4項第一号ないし第五号に規定する行為を行った場合

四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたことが判明した場合

(一部滅失等による賃料等の減額等)

第23条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、それが借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用および収益できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、貸主および借主は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、残存する部分のみでは借主が賃借した目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができます。

(期間内解約)

第24条 本契約期間内であっても、借主は、貸主に対して、3ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

2 本契約期間内であっても、正当事由がある場合には、貸主は、借主に対して、解約日の6ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

3 第1項の規定にかかわらず、借主は、書面による解約申入れの日から3ヶ月分の賃料および

び共益費等相当額を貸主に支払うことにより、即時に本契約を解約することができます。

4 借主は貸主の承諾無くして解約の撤回、もしくは解約日の変更をすることができません。

(賃貸借期間開始前の解約)

第25条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申入れを行うものとし、この場合、借主は、賃料の 3 ヶ月分を貸主に支払うものとします。

(契約の終了)

第26条 本契約は、本物件の全部が天災、地変、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用および収益できなくなった場合には、当然に終了します。

2 本契約は、以下の事象が生じたときには終了します。

- 一 借主が個人の場合、借主の死亡により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき
- 二 借主が法人の場合、借主の解散により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき

(明渡し)

第27条 借主は、本契約が終了する日までに(第22条の規定にもとづき本契約が解除された場合にあつては、直ちに)、本物件を明け渡さなければなりません。

2 借主は、前項の明渡しをするときには、明渡日を事前に貸主に通知しなければなりません。

3 本契約終了と同時に、借主が本物件を明け渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明け渡し完了する日まで、1ヶ月当たり、月額賃料および共益費の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとします。

4 本物件の明渡し時において、借主が本物件内に残置した物品がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主はその物品を処分することができるものとし、その費用については借主の負担とします。

(明渡し時の原状回復)

第28条 借主は、本契約が終了するときは、貸室内の物品等一切を搬出し、借主の設置した内装造作諸設備等を収去し、貸室を賃貸借契約当初の原状に復しなければなりません(以下、「原状回復」といいます。)

2 第1項に定める原状回復の工事は、貸主が指定若しくは承認する工事業者が施工するものとします。

3 第2項に定める原状回復の工事費用は、借主の負担とします。

4 借主は、本物件の明渡しに際して、その理由、名目の如何にかかわらず、借主が支出した必要費、有益費の償還、内装・諸造作・設備・機器等の償還または買取り、移転料、立退料、権利金等、貸主に対して一切の請求はできません。

(立入り)

第29条 貸主または貸主が指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の修繕・管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができます。

2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定にもとづく貸主の立入りを拒否することはできません。

3 貸主は、緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に

(連
第3

(財
第3

(協
第3

(管
第3

(特
第3

立ち入ることができます。この場合において、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後その旨を借主に速やかに通知しなければなりません。

(連帯保証人)

第30条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の債務を保証するものとします。本契約が、更新された場合も同様とします。

- 2 連帯保証人は本契約書に実印を押印するとともに、貸主に対して、印鑑登録証明書(発行日が本契約締結前3ヶ月以内のもの。)を1通提出するものとします。
- 3 連帯保証人が個人の場合に限り、前項の連帯保証人の債務の負担について、頭書(6)および記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 4 連帯保証人が個人の場合に限り、連帯保証人が負担する債務の元本は、借主または連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 5 貸主は、連帯保証人の請求があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければなりません。
 - 一 賃料、共益費および本契約に関する一切の金銭債務の情報
 - 二 第一号に関する利息、違約金、損害賠償その他第一号の債務についての不履行の有無とその額
 - 三 第一号に関する費用のうち弁済期が到来しているものの額
- 6 連帯保証人としての適性を欠いた場合には、直ちにその旨を貸主に通知し、貸主が連帯保証人の変更を求めたときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しなければなりません。
- 7 借主は、連帯保証人の住所、連絡先等に変更があったときは、直ちに貸主に通知するものとします。

(財務状況等の説明)

第31条 借主は、個人の連帯保証人に対し、民法第465条の10第1項にもとづき下記情報を提供したこと、また、提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証します。

- 一 財産および収支の状況
 - 二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額および履行状況
 - 三 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容
- 2 個人の連帯保証人は、借主から前項の情報の提供を受けたこと、また、当該情報の内容を理解した上で、本契約から生じる借主の債務を保証することを確認します。

(協議)

第32条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

(管轄裁判所)

第33条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

(特約条項)

第34条 第33条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記(2ページ)するとおりとします。

以上